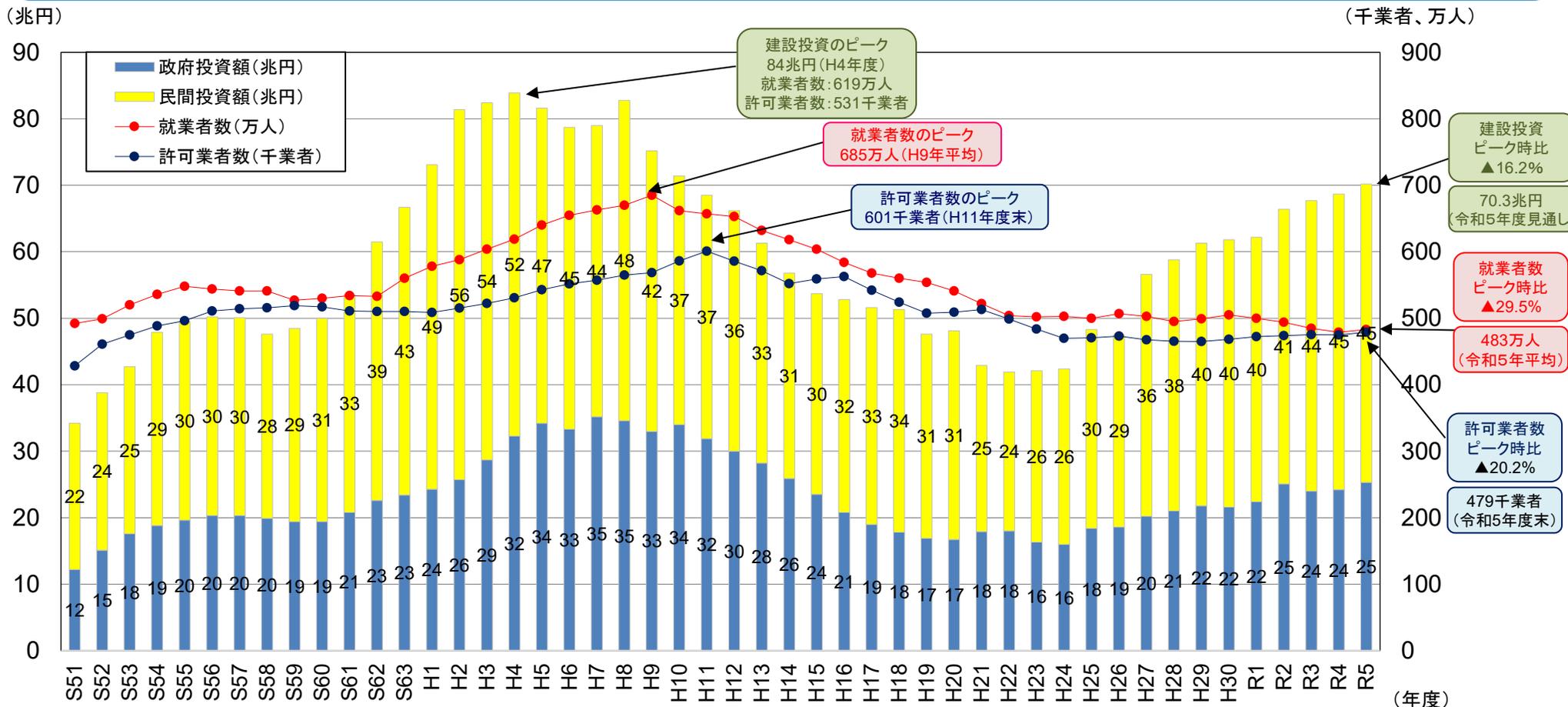


建設産業の最近の話題

国土交通省
近畿地方整備局 建政部建設産業第一課
令和6年12月11日

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和5年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は483万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

技能者等の推移

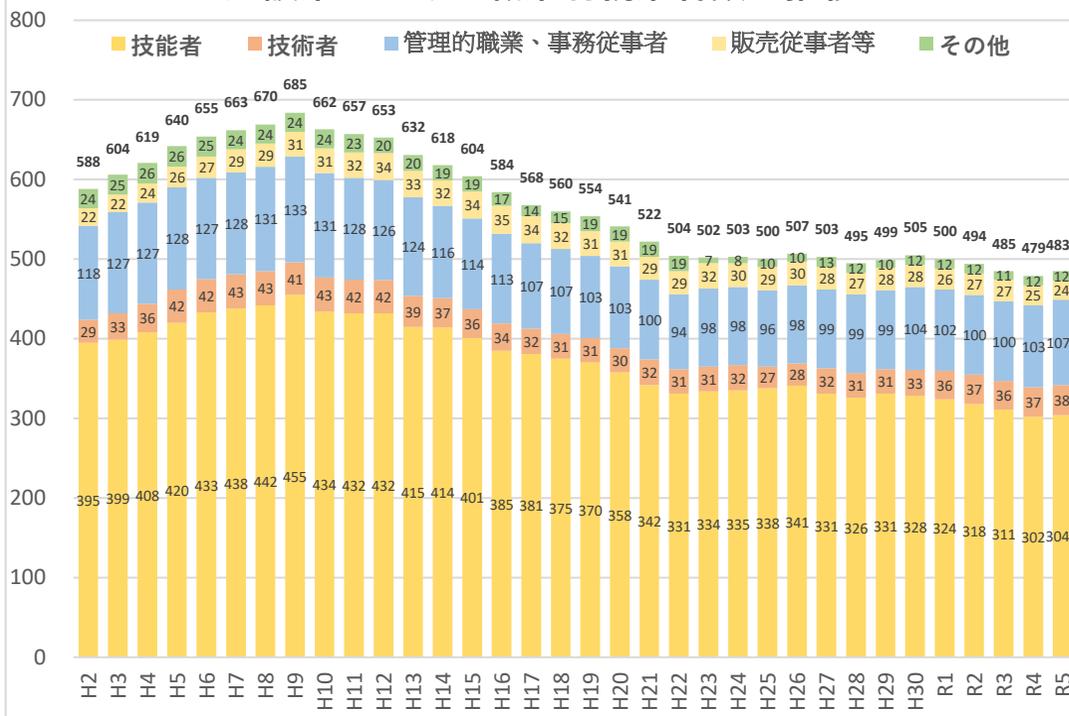
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。

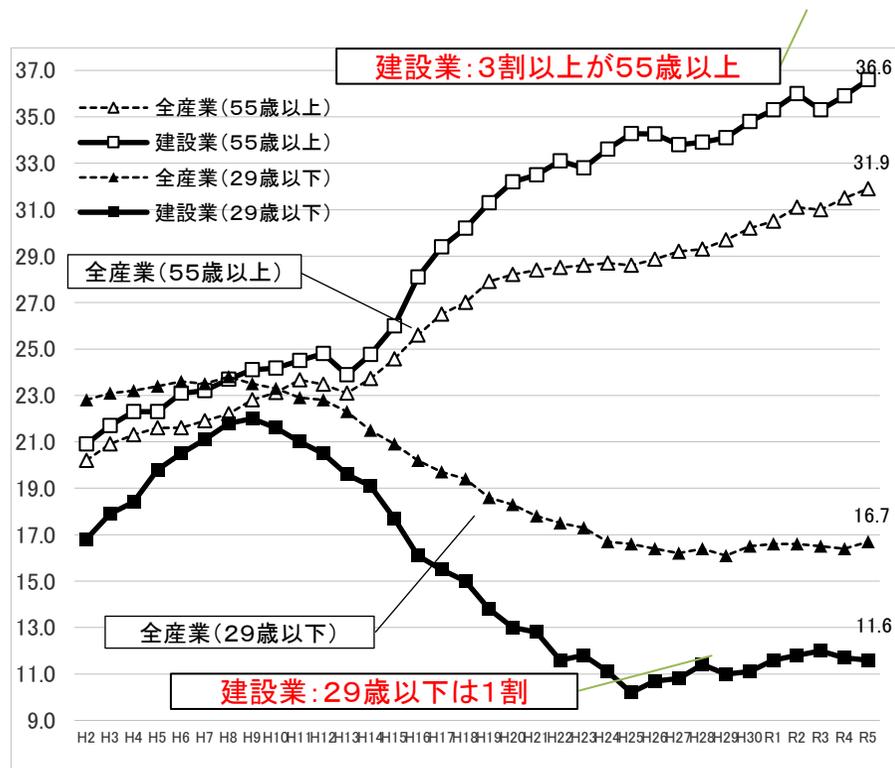
(万人)

建設業における職業別就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

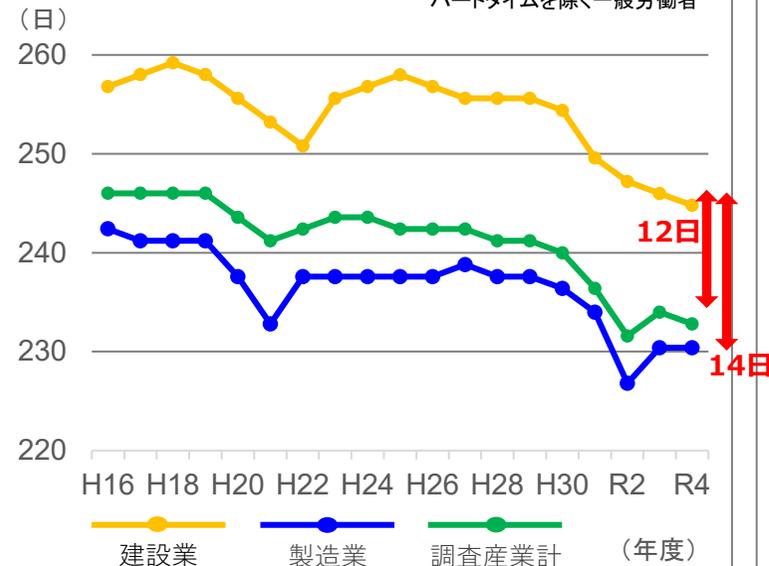


出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設産業における働き方の現状

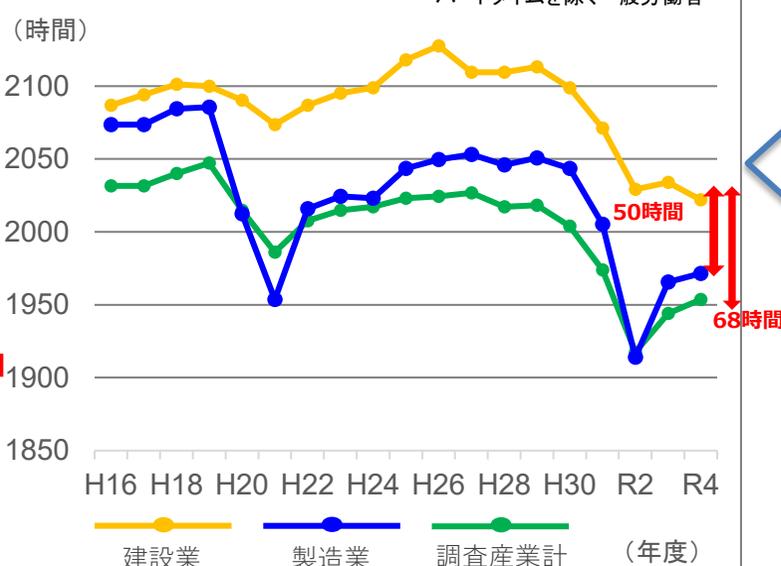
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

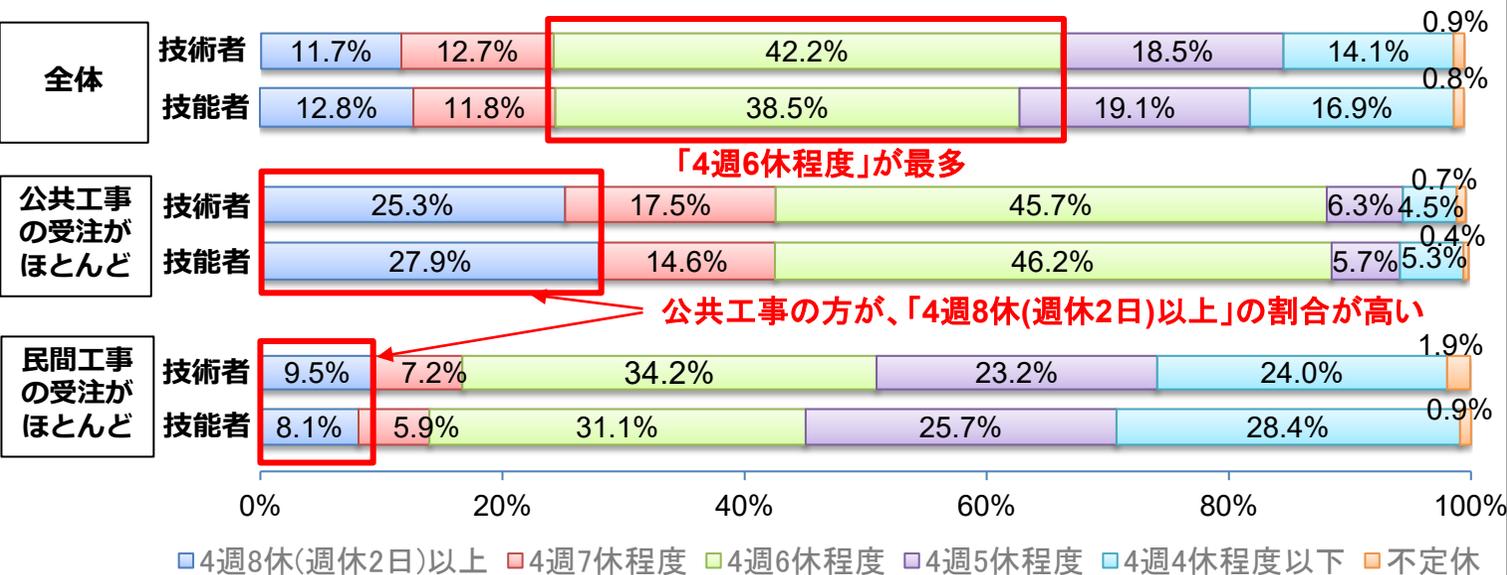
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況

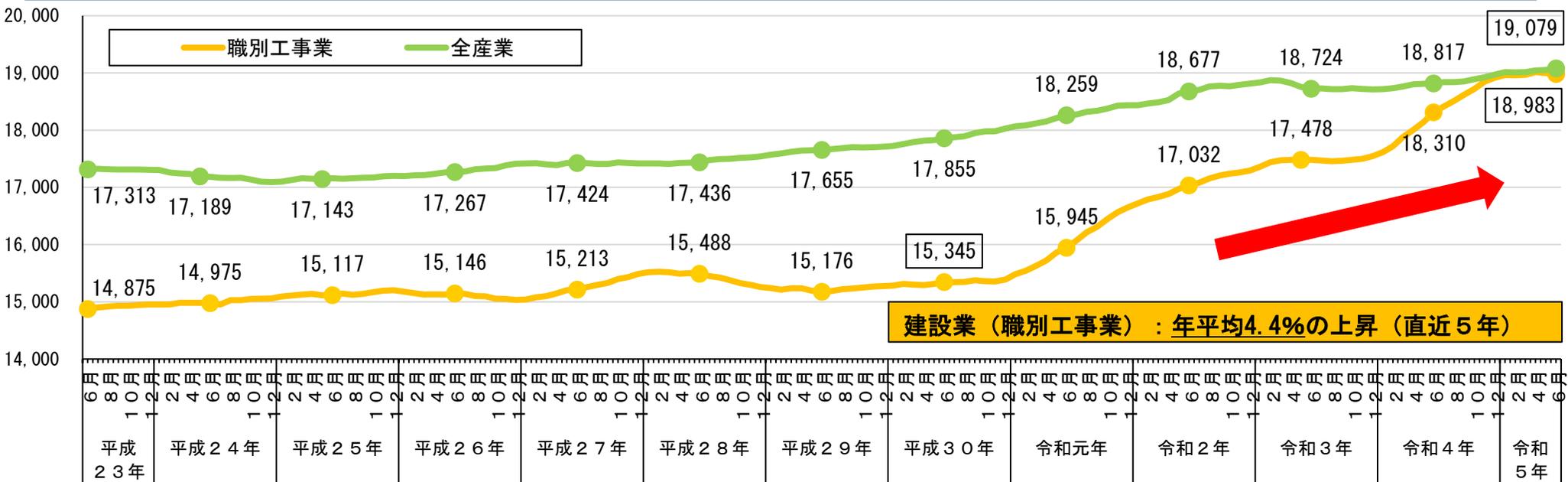


技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

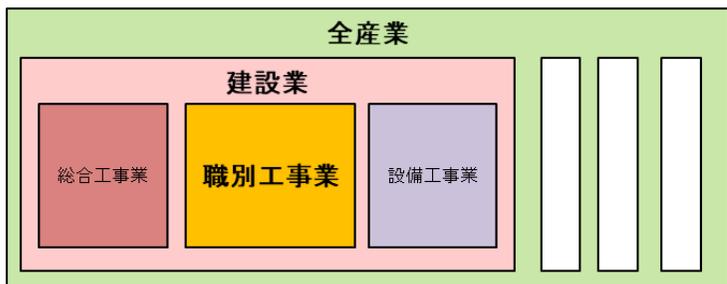
建設業(職別工事業)の一日当たりの賃金の推移

- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇してきたところ。
- 今後も、未来を支える担い手の確保・育成のため、優れた技能レベルや厳しい労働環境に相応しい賃上げに取り組む必要がある。

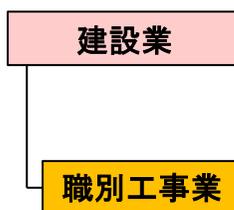


※所定内給与および特別に支払われた給与の和を所定労働時間8時間あたりに換算
 ※ボーナスを含み、超過勤務手当を含まない

(産業分類のイメージ)



(定義)

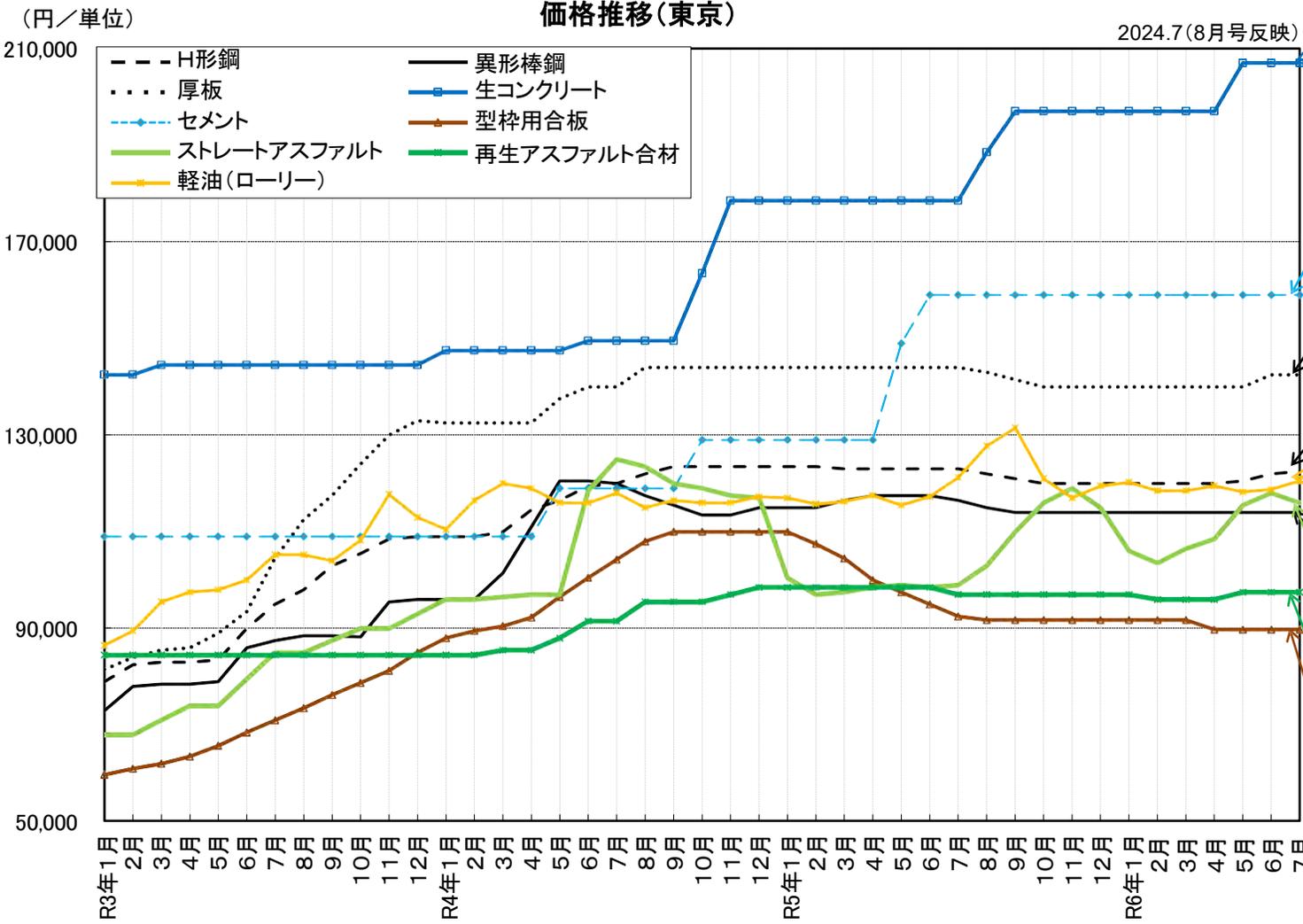


建設業
 主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される
 (ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない)

職別工事業
 主として**下請**として工事現場において建築物又は土木施設などの工事事物的物の一部を構成するための**建設工事を行う事業所**が分類される
 (ただし、設備工事を行う事業所は設備業に分類される)

主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては小幅に上下しながら高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート (円/10m ³)	2024年7月	¥207,000	(+16.0%)
	(2023年7月)	¥178,500	
セメント (円/10t)	2024年7月	¥159,000	(±0.0%)
	(2023年7月)	¥159,000	
厚板 (円/t)	2024年7月	¥142,500	(-1.0%)
	(2023年7月)	¥144,000	
H形鋼 (円/t)	2024年7月	¥122,500	(-0.4%)
	(2023年7月)	¥123,000	
軽油 (円/kl)	2024年7月	¥120,500	(-0.6%)
	(2023年7月)	¥121,250	
異形棒鋼 (円/t)	2024年7月	¥114,000	(-2.1%)
	(2023年7月)	¥116,500	
ストレートアスファルト (円/t)	2024年7月	¥116,000	(+17.2%)
	(2023年7月)	¥99,000	
再生アスファルト合材 (円/10t)	2024年7月	¥97,500	(+0.5%)
	(2023年7月)	¥97,000	
型枠用合板 (円/50枚)	2024年7月	¥89,750	(-3.0%)
	(2023年7月)	¥92,500	

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
 出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

第三次担い手3法の概要

(1)第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工物品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ● スライド条項の適切な活用 (変更契約) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ) ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化 	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入) 	(参考) ◇ 公共工物品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ) ・誘導的手法 (理念、責務規定) ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ) ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】 	

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律(H17法18)、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律(H12法127)及び測量法(S24法188)の改正
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進(基本理念・国・地方公共団体・受注者)

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進(国・発注者・受注者)

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止
※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備(国・地方公共団体・受注者)

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実(国・地方公共団体)

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保(国)

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保(養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定)
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

(4)建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%) [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年度)

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、
処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費への寄せ防	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

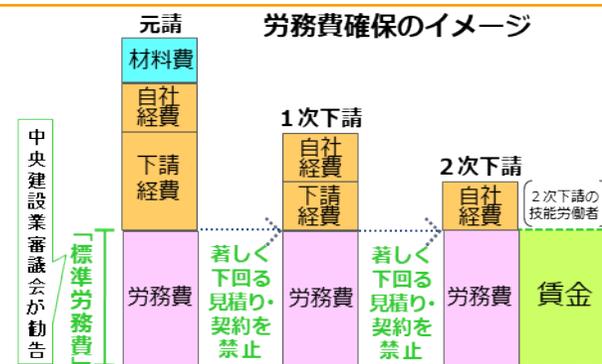
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

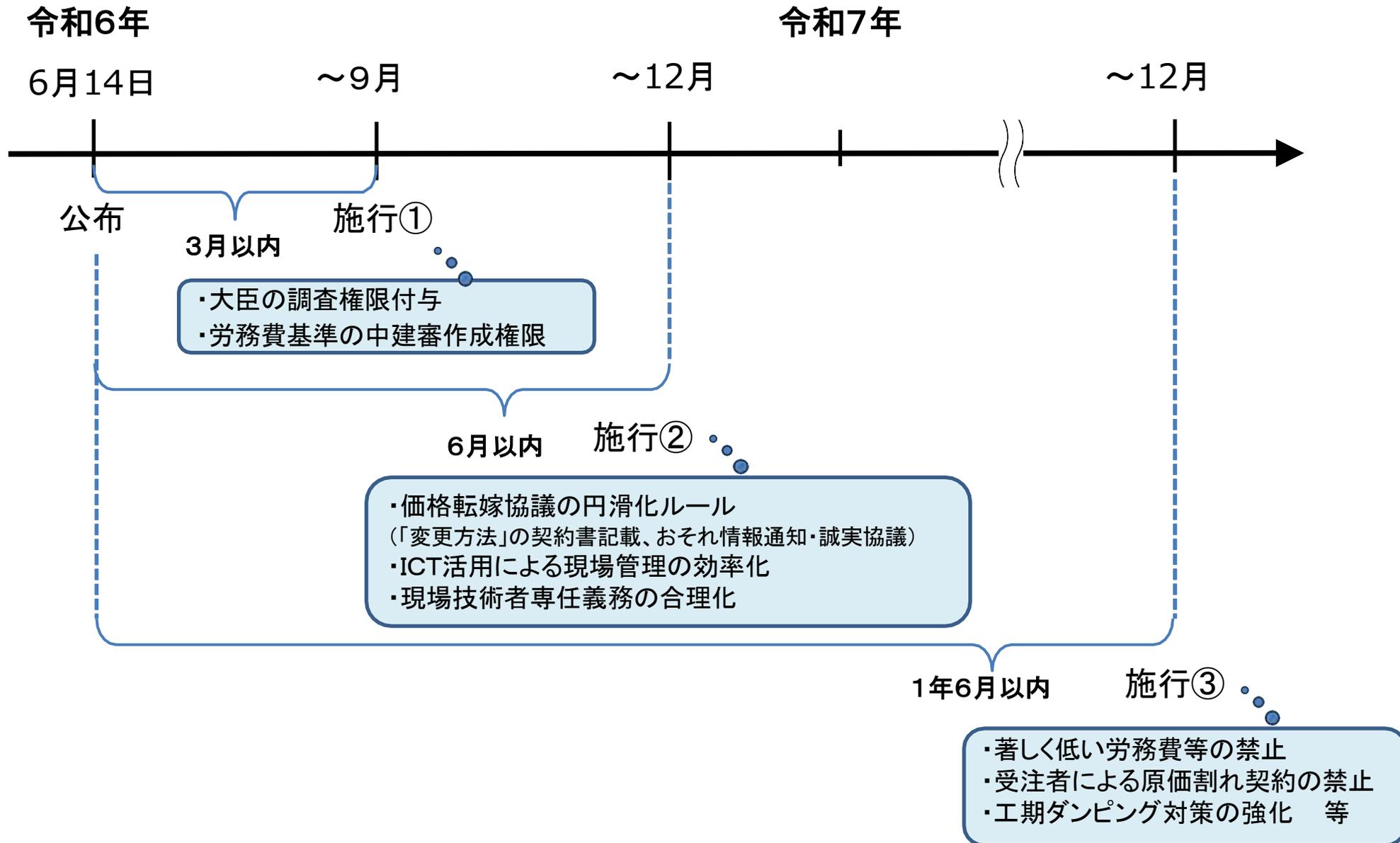


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



タブレットを用いて情報共有を円滑化

(1) 施行時期について

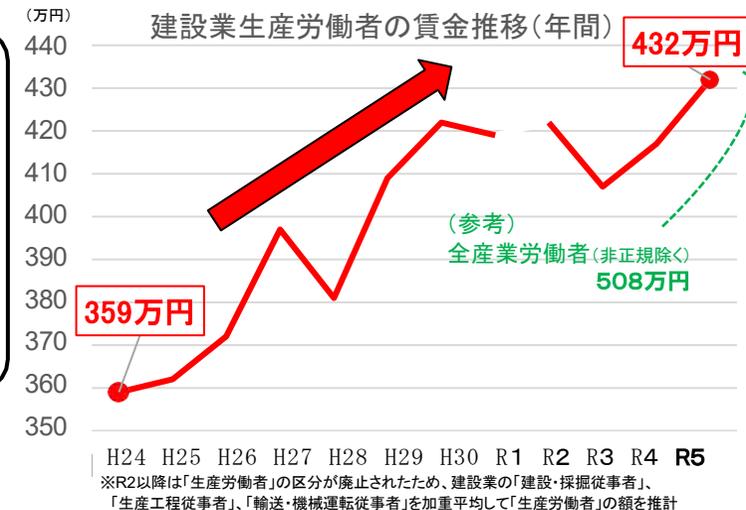


※議員立法による「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は6月19日に公布・施行済(測量法改正のみ2年以内に施行)

労務者の処遇改善

(1) 建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策(これまで)

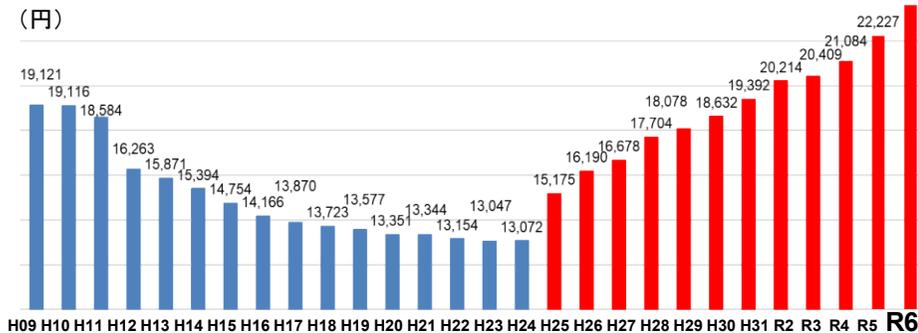
- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇。
- 賃上げは政府の最重要課題。
- 今後も、未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げに取り組む必要。



最近の賃上げ施策

発注者・元請間での賃金原資の確保(公共中心)

- 公共工事設計労務単価を12年連続で引上げ。(+5.9%)



- 取引実態に即した公共契約・変更。
 - ・ 最新の単価を予定価格に反映。
 - ・ 材料費変動に伴う請負代金額の変更(スライド条項)。
- ダンピング受注対策として、
 - ・ 低入札価格調査基準の計算式について、国は、令和4年度から一般管理費等率を引上げ。
 - ・ 同内容の取組を自治体に要請。全都道府県が国並み以上。

労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通大臣と建設業4団体のトップで申合せ(R6.3)
 - ・ 技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすること



- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応に関係団体へ要請。
- 建設業団体等との賃上げ等に関する意見交換会
- 公共工事設計労務単価を基に技能レベル別の年収を試算・発表。
 - 能力に応じた処遇、キャリアパスの見える化を目指す。
- 1.2万社を対象に元下間の取引を調査。(毎年度)
 - 加えて、約160社を対象に受発注者間及び元下間の取引を实地調査(令和5年度)
 - 調査に基づき、賃金上昇が阻害されないよう指導。

(2)令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1)最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2)4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全 職 種 (23,600円) 令和5年3月比; +5.9% (平成24年度比; +75.3%)

主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比; +6.2% (平成24年度比; +75.7%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

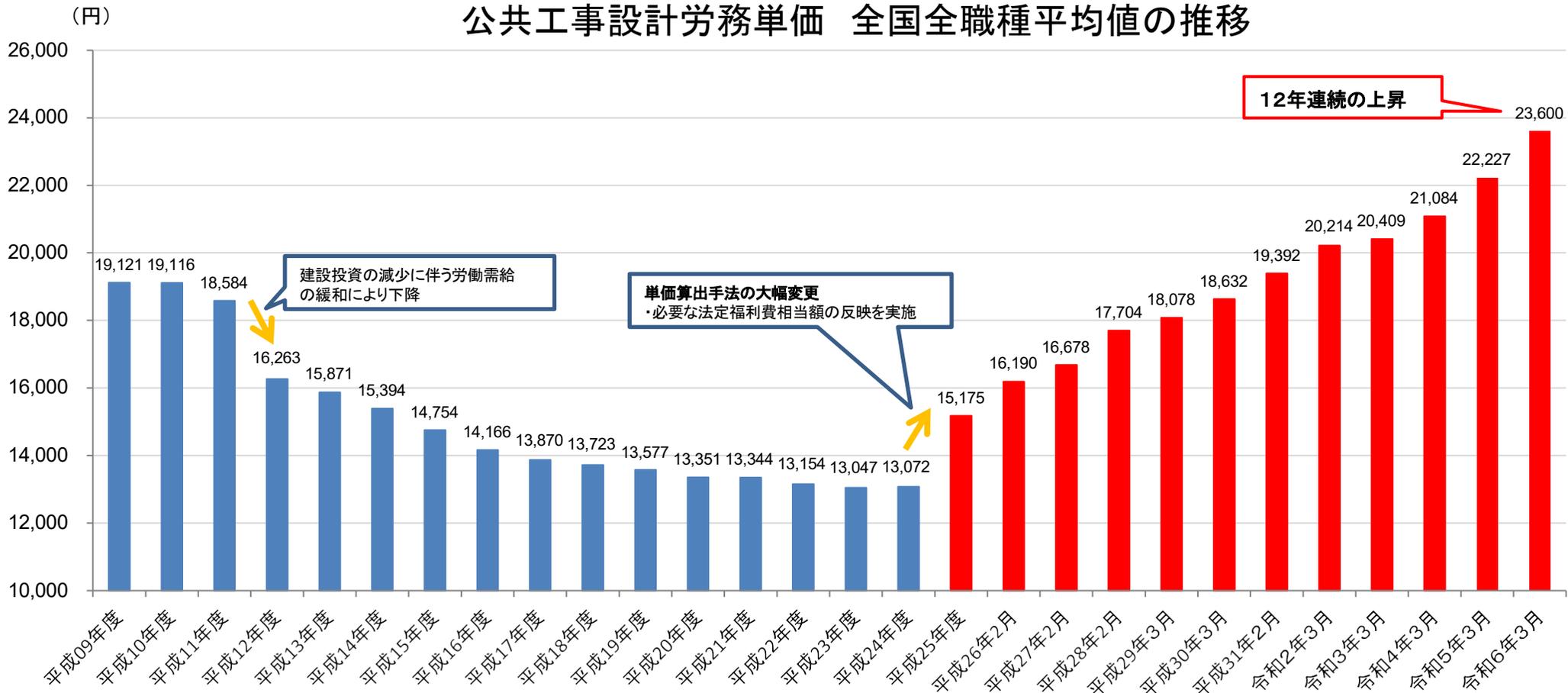
主要12職種

職種	全国平均値	令和5年度比	職種	全国平均値	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+6.2%	運転手(一般)	23,454円	+7.2%
普通作業員	21,818円	+5.5%	型わく工	28,891円	+6.6%
軽作業員	16,929円	+6.3%	大工	27,721円	+4.9%
とび工	28,461円	+6.2%	左官	27,414円	+5.0%
鉄筋工	28,352円	+6.6%	交通誘導警備員A	16,961円	+6.4%
運転手(特殊)	26,856円	+6.3%	交通誘導警備員B	14,909円	+7.7%

注)金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

(2)-2 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

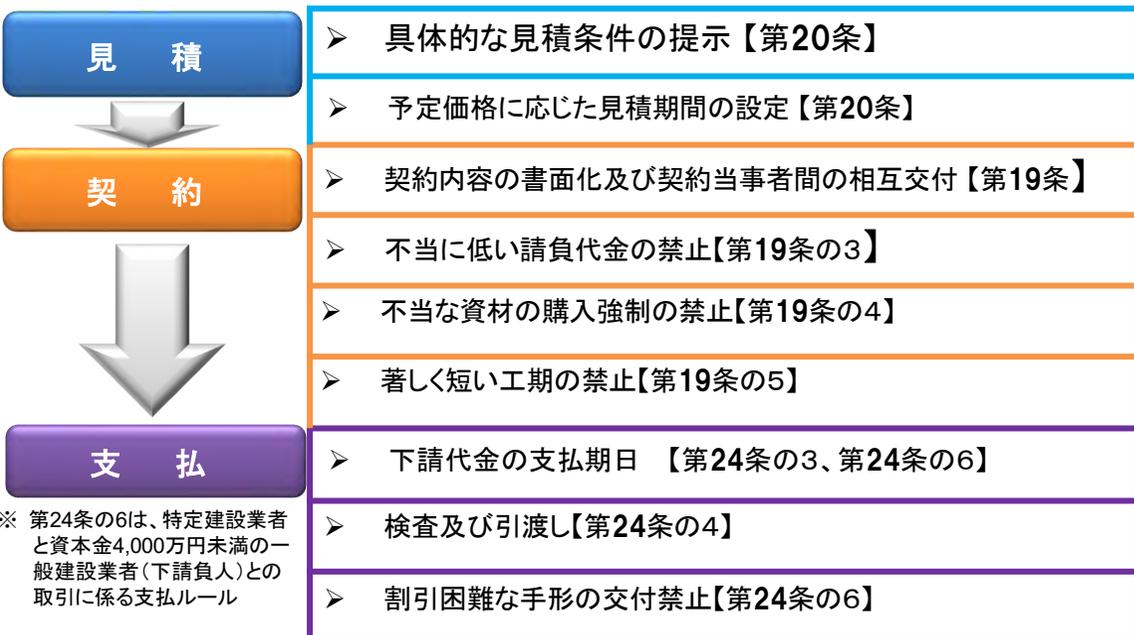
(3)適正な賃金水準確保のための取引適正化の取組(これまで)

- ◆ 技能労働者の適正な賃金水準を確保していくためには、その前提として、発注者・元請間、元請・下請間のいずれにおいても、請負契約の当事者が対等な立場で価格交渉を行い、適正な請負代金で契約をすることが重要。
- ◆ 建設業法においては、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人に不当に低い請負代金を強いることを禁止した「不当に低い請負代金の禁止」や下請代金の支払期日の規定など、見積から契約、その後の支払に至るまで、各種ルールを設けることにより、請負契約を適正化。
- ◆ これらのルールについて、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的な事例を示しつつルールのポイント等を解説する「建設業法令遵守ガイドライン」を策定・周知し、法律の不知による法令違反の防止を図るとともに、「駆け込みホットライン」の設置や、立入検査等を通じて、請負契約の適正化を推進。

駆け込みホットライン



建設工事の請負契約に関する現行の主なルール



※ 第24条の6は、特定建設業者と資本金4,000万円未満の一般建設業者(下請負人)との取引に係る支払ルール

「建設業法令遵守ガイドライン」

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

- 建設業法に違反する行為事例
- ▲ 建設業法に違反するおそれのある行為事例

指値発注(法第19条の3等)
 ■元請下請間で請負金額に関する合意がないまま、下請負人に工事を着手させ、下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合

赤伝処理(法第19条の3等)
 ▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引いた場合

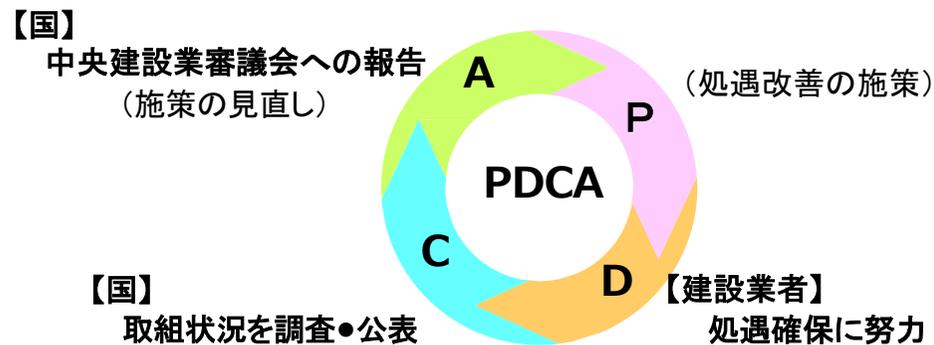
長期手形(法第24条の6第3項)
 ▲特定建設業者である元請負人が、手形期間が120日(令和6年11月以降は60日)を超える手形により下請代金の支払を行った場合

(4) 今回改正事項(処遇改善関係)

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

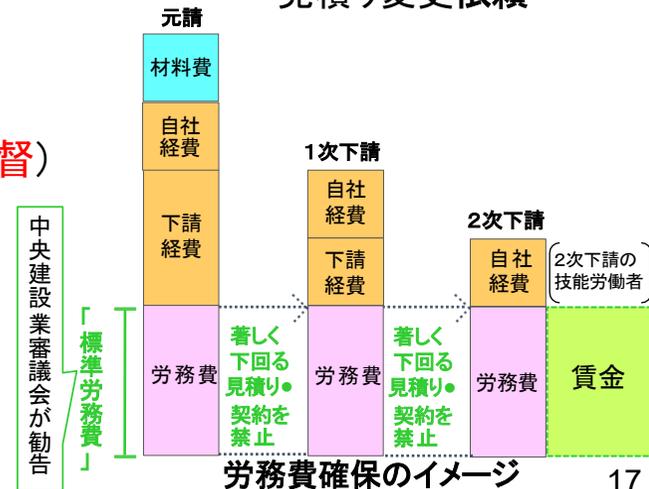
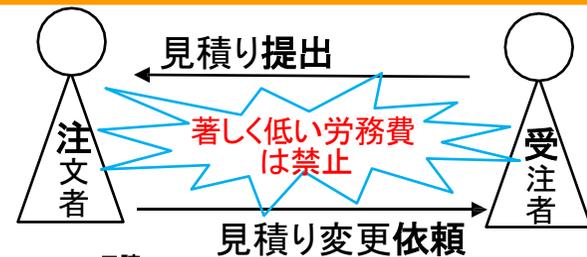


(2) 労務費(賃金原資)の確保と行き渡り

○ 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

○ **著しく低い労務費**等※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

○ **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

処遇改善

労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

■ 適正な労務費等(※)の確保と行き渡り(著しく低い労務費等による見積り提出や見積り依頼を**禁止**)

※施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

■ **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

※(現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

国による取組状況の調査等

建設Gメン(※)の調査等

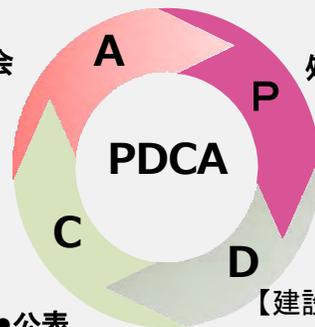
◆ 建設Gメンの現地調査や書面調査を通じ、**労務費の見積り実態や価格交渉の実情**など、請負契約の**実態**を把握



◆ 不適当な取引行為に対しては**改善指導**を行い、取引の**適正化**を図るとともに、必要に応じて、許可行政庁による強制力のある立入検査等を実施。

【国】

中央建設業審議会
への報告
(施策の見直し)



処遇改善の施策

【国】

取組状況を調査・公表

【建設業者】

処遇確保に努力

※「建設Gメン」は、建設工事の請負契約の締結状況をはじめ、改正法第40条の4に規定する事項の調査を行う。
本省・地方整備局等の職員により構成(R6時点:135名)

中央建設業審議会
への報告

◆ 国(建設Gメン)は、建設業者の取組状況を調査・公表、中建審に報告

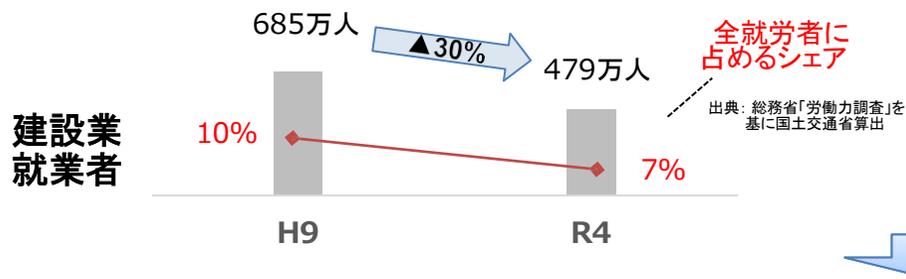


◆ 制度的に対応すべきものについては、**中建審**で改善策を講じ、**施策のスパイラルアップ**を図る。

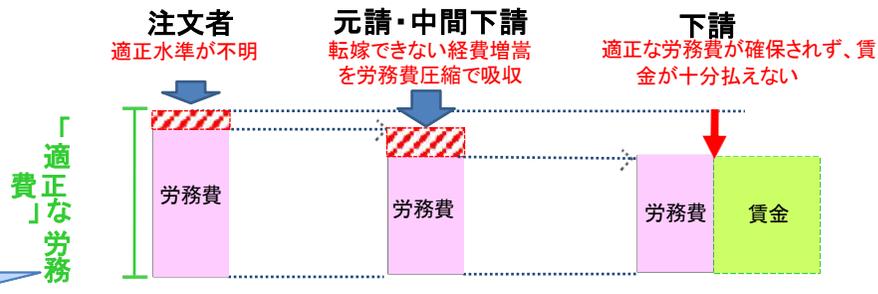
(6)適正な労務費(賃金原資)の確保・行き渡り

建設業界の状況

- 建設業は、他産業より賃金が低いこと等により、担い手の確保が困難

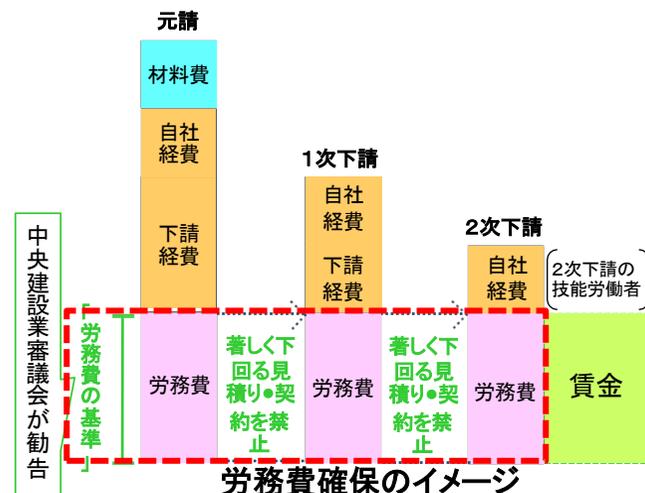


- 技能労働者への適正な賃金支払いのため、技能者を雇用する下請業者への労務費の行き渡りが必要。
- 一方、労務費は材料費よりも削減が容易、労務費の相場が分かりづらい等の事情により、請負契約において適正な労務費が確保されづらい。



請負契約に係る新たなルールを導入

- 適正な水準の労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを図る。
- このため、中央建設業審議会が「適正な労務費の基準」を作成(建設業法34条)し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止(同法20条)し、違反した者は、法律上、勧告・処分の対象とする。



- ✓ 「建設Gメン」が、個々の請負契約を実地調査し、改善指導を行うことにより、改正法の実効性を確保。
- ✓ 必要に応じて、許可行政庁による強制力のある立入検査等を実施

(7)改正後の建設業法(労務費の基準関係)

中央建設業審議会による「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 **中央建設業審議会**は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び**労務費に関する基準**、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する**基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。**

3 (略)

「労務費の基準」を著しく下回る積算見積りや請負契約の禁止

(建設工事の見積り等)

第二十条 **建設業者**は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費及び**当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として**国土交通省令で定めるもの**(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の**内訳**並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を**記載した建設工事の見積書**(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、材料費等記載**見積書に記載する材料費等の額は**、当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。**

3 (略)

4 建設工事の**注文者**は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載**見積書の内容を考慮するよう努めるもの**とし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

5 (略)

6 建設工事の**注文者**は、第四項の規定により材料費等記載**見積書を交付した建設業者**(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。)に**対し**、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。**

7 前項の規定に**違反した発注者が**、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき**建設業者と請負契約**(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした**国土交通大臣又は都道府県知事は**、当該発注者に対して**必要な勧告**をすることができる。

8 (略)

- 労務費の基準の作成に向け、令和6年9月以降に中央建設業審議会にWGを設置し、検討を行う。
 - その際、
 - 適正な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中長期的にも持続可能な水準で設定すること。
 - 請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせること。
 - 廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いること。
- 等を前提として、検討を進める。

～労務費の基準の作成・勧告に当たっての留意点～

(令和5年9月19日中央建設業審議会基本問題小委員会中間とりまとめより抜粋・加工)

- 標準労務費の策定に当たっては、例えば、設計労務単価に工種ごとの標準的な仕様・条件(=規格)での労務歩掛等(単位施工量当たりの作業労力・人工)を乗じる方法により、単位施工量当たりの金額として算出することを検討すべき。
- 労務歩掛等は、工種ごとに様々な規格が存在していることから、工種によって幅を持たせた形で勧告すること等を検討すべき。
- 標準的な労務歩掛等の設定に当たっては、それらが各種工事の実態に即しているかどうかや、国の直轄工事の歩掛等が設定されていない住宅建築工事の工種に係る算出をどのような方法で行うかなども含め、行政のみならず建設工事の受発注者等の関係者からも十分に意見を聴取して検討を進めていくことが必要。
- 標準労務費を例えば労務比率の高い工種から段階的に勧告する等の対応も検討すべき。
- 標準労務費の具体的な範囲や内容等については、技能労働者の能力・資格や経験等に応じた賃金支払いの実現に十分に寄与できるよう考慮しつつ、幅広く合意を得ながら検討すべき。
- 下請契約における適切な労務費等の確保のため、標準見積書、請負代金内訳書等に労務費等の内訳を明示する取組を促進すべき。

○「著しく低い労務費」をどのように判断するのか？



- 「著しく低い」か否かは、「労務費の基準」を基準に判断。
- 一方、「著しく低い」の水準を「マイナス10%」等の具体的数値により対外的に明示することには課題。
(実際に取引される労務費が下限値(基準マイナス0%)に張り付くおそれ)



- 業法違反が疑われる悪質なケースなどの「警告事例集」(※)の作成・周知を検討。

※業法上違反となるおそれがある行為、または、違反となる行為事例について実際の違反事例を含め、分かりやすく記載したガイドラインを想定

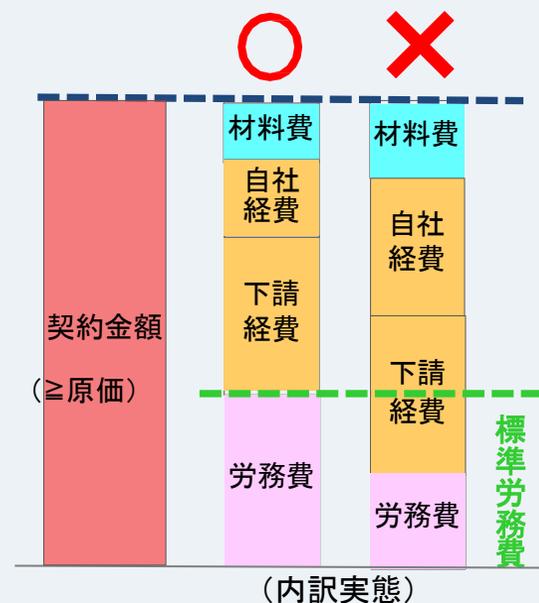
- 取引の現場に混乱を生じさせないよう柔軟に運用

○ 「著しく低い労務費」を禁止し、適正水準の労務費で見積り・契約しても、他の経費が大幅に削減され、総価では原価割れとなれば、実質的には適正な労務費が確保されないのと同じ。

⇒ 労務費「単体」を対象とした規制と併せて、「総価」での原価割れを禁止することとした。

○ 一方、総価での原価割れだけを禁止しても、労務費が適正水準で見積り・契約されていなければ、適正な水準の労務費を行き渡らせることは困難。

⇒ 労務費について、総価という積算の「結果」への規制だけでなく、見積書の作成・調整の「プロセス」を規制することで、適正水準の確保を確実にする必要。



見積り
～契約

労務費(賃金原資)の確保と行き渡り

著しく低い労務費等による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止**



契約
段階

不当に低い請負代金の禁止

総価での原価割れ契約を受注者にも**禁止**



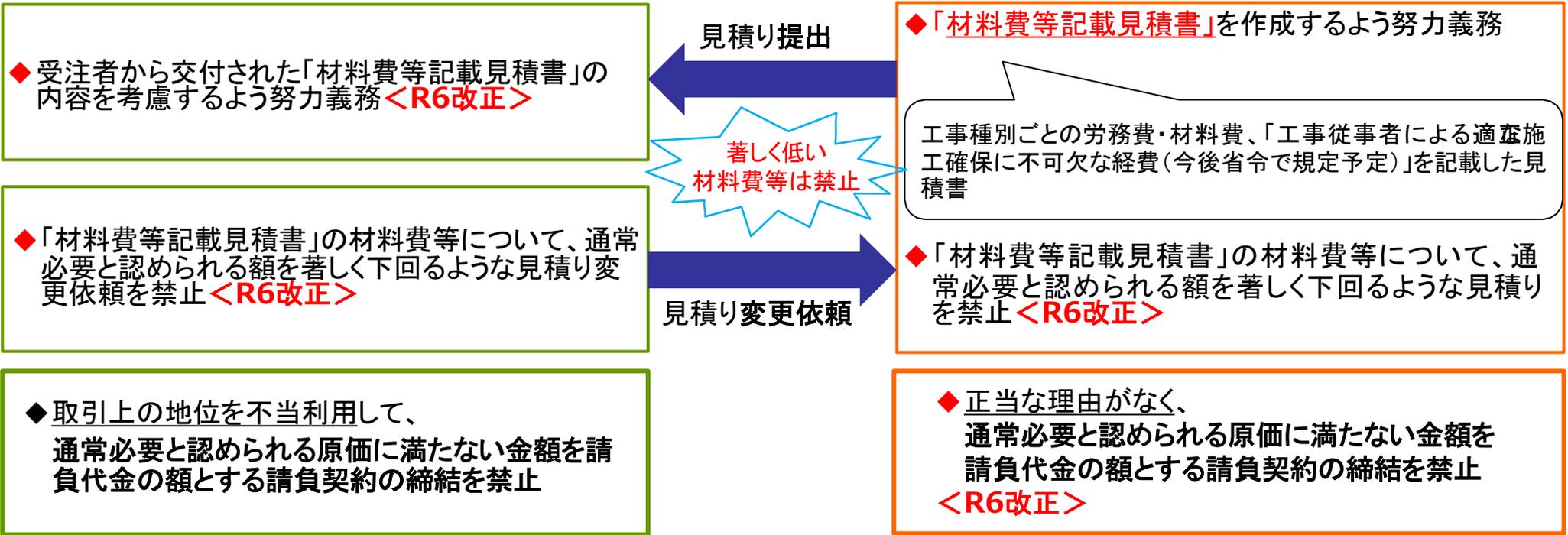
技能者への賃金の確実な行き渡り

(11) 「著しく低い労務費等」と「不当に低い請負代金」の禁止(まとめ)

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 <R6改正>

注文者

受注者



- <「著しく低い労務費等」とした場合・・・>
- ー 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
 - ー 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表
- <「原価割れ契約」を結んだ場合・・・>
- ー 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分／注文者である建設業者に対しては公取委から措置
 - ー 公共発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

材料費	…	物価本による市場価格
労務費	…	中建審が作成・勧告する「労務費の基準」
+) その他	…	同種工事等の実績などから算定

「原価」(＝通常必要と認められる費用)

(注) 利潤相当額は、含まない。

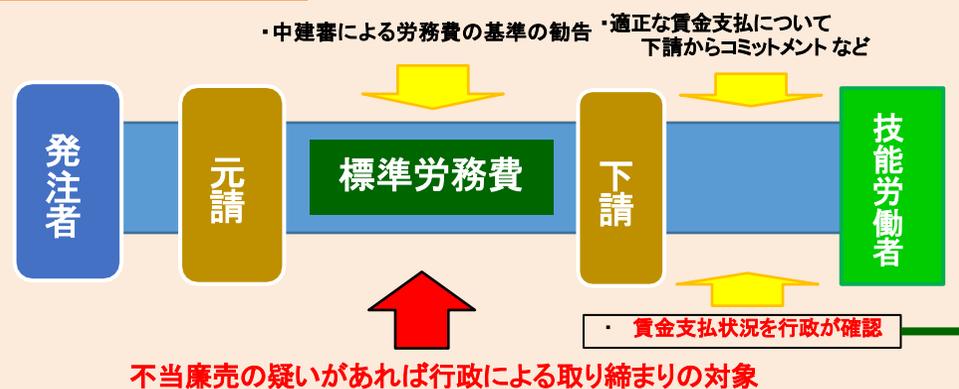
★ 「原価」未満の請負契約 ⇒ 「原価割れ契約」

- 今般の建設業法の改正により、国が「適正な労務費の基準」をあらかじめ示した上で、個々の工事においてこれを著しく下回る見積りや請負契約を下請取引も含めて禁止する新たなルールを導入。
- 新たなルールに実効性を持たせ、建設技能者の処遇改善を実現するためには、発注者から支払われた労務費相当額が現場の技能労働者にまで適切に行き渡ることが重要。
- 「基本問題小委中間とりまとめ」を踏まえた、公共工事・民間工事（元請・下請）共通の、技能労働者への賃金の支払状況を確認するための仕組みの導入に向け、まずは国土交通省直轄工事において、仕組みの検討に必要な調査を実施する。

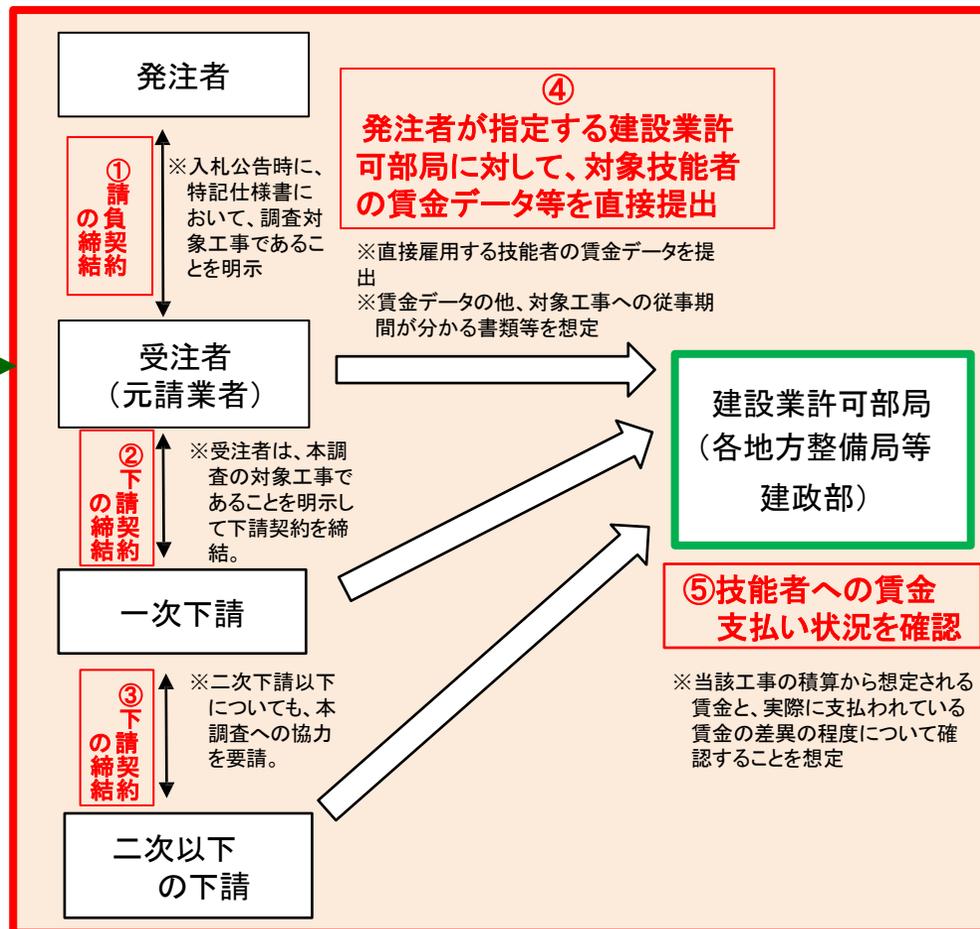
調査の概要

- 国土交通省直轄工事において、令和6年度から試行的に、技能者に対する適切な賃金の支払い状況を確認する方法について検証（確認書類の提出方法、提出時期等）するための調査を実施。
- 許可権者において、提出された賃金データと経験年数や資格等の技能者情報を照合し、技能・経験に応じた賃金の支払い状況等を確認する方法を検討するとともに、結果の公表のあり方を検討。
- 検証結果を踏まえ、段階的に取組を拡大していく。

新ルールの全体像



確認フロー



(13) 下請契約における必要経費を盛り込んだ見積り促進に向けて

✓ 技能労働者の処遇改善のため、注文者から技能者を雇う下請業者に対し、賃金原資である労務費に加え、法定福利費、安全衛生経費等の必要経費が適正に支払われる必要。

✓ 第三次・担い手三法の改正による、技能者の処遇改善のための新たなルール導入も踏まえ、契約当事者間において適正な見積りを取り交わす契約慣行を広く定着させるため、官民一体となった取組加速化が必要。

技能者の処遇改善に必要な下請代金の確保

- 建設業法における「通常必要と認められる原価」として、**労務費・材料費等に加え、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費等が想定。**

※イメージ図

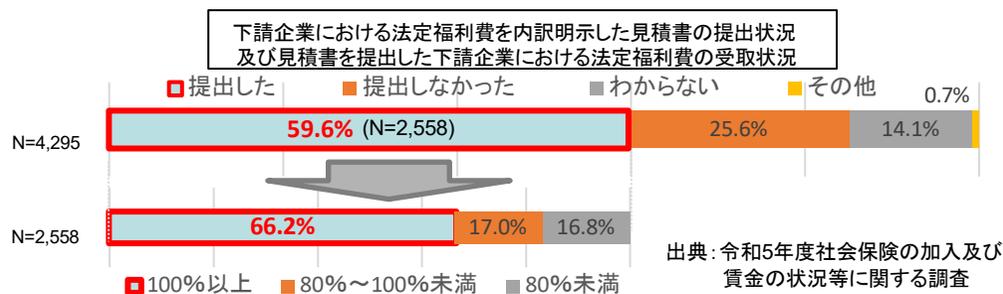


- 今後、適正施工に必要な**労務費・必要経費の内訳**等を記載した見積書の作成が**努力義務化**
- 併せて、著しく低い**労務費や必要経費**による見積り・見積り変更依頼を**禁止**

適正な見積書を取り交わす契約慣行の必要性

- これまで、**労務費及び法定福利費、安全衛生経費を含む適正な見積り**について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。

- 現在、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している下請業者は**59.6%**。そのうち**66.2%**は内訳明示した額を受け取り



- 労務費・必要経費の行き渡りには適切な見積りが不可欠だが、**まだ不十分。**
- 法の施行に向け、**適切な見積書を取り交わす契約慣行の定着**に向け、官民一体となって取組を**加速化**させる必要。

【参考】標準見積書の活用による労務費及び法定福利費の確保

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

※【建設業者団体宛て】「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)

【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第16号)

【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不入企第33号)

下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底

◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認

- 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に
少なくとも1/2以上であることを目安に確認

◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示

◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

民間発注者への要請

◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注

◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

(国土交通省作成)

【参考】「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

[基本的な法定福利費算出方法]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

[その他の法定福利費算出方法]

$$= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

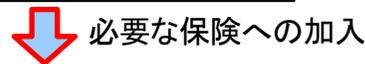
$$= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

(見積書の活用イメージ)

元請企業



下請企業



技能労働者

標準見積書：社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業者団体が作成(国土交通省HPにも掲載)

下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

御見積書(例)					
◇◇◇株式会社 殿					住所 × × × × ○○株式会社
見積金額	L (消費税込)				
(内訳)					
	項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費				A
	労務費				B
	経費(法定福利費を除く)				C
	小計				D=A+B+C
法定福利費					
	法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
	雇用保険料	B	p	E=...B×p	I
	健康保険料	B	q	F=...B×q	
	介護保険料	B	r	G=...B×r	
	厚生年金保険料 (子ども・子育て拠出金含む)	B	s	H=...B×s	
	合計	B	t	I=...B×t	
小計					J=D+I
消費税等					K=J×8%
合計					L=J+K

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。
 - ・令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【安全衛生対策項目の確認表】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「**対策の実施分担**」及び「**費用負担**」を元下間において確認

【安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する**見積書**について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示**



安全衛生経費の適切な支払

【参考】安全衛生対策項目の確認表の作成・普及

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。
- ・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生対策項目	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
警報設備					
避難用設備					
火災防止					
危険物の対処(立入禁止措置)					
調査の実施(埋設物調査・試掘等)					
安全点検の実施					
機械等の危険防止					
監視連絡等に要する対策					
倉庫、材料保管等					
健康職場の維持・改善のための措置・置換・置換	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策(仮囲い等)				
	追加項目(当該工事で確認が必要な項目)	注文者	下請	注文者	下請

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年8月9日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の醸成や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の醸成や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

【参考】安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及

- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【国土交通省において作成した作成手順】

【先行的に作成した工種の標準見積書（案）「左官工事」（令和6年3月時点）】

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

- 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは
 建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。
 安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請人が元請人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていくこととするためのものです。
 なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請人及び下請人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。
- 内訳明示する安全衛生経費の算出方法
 安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元間での安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。
 このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。
 以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

御 見 積 書 (案)

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

見積金額 ￥〇〇〇

工 事 名 _____

工 期 令和 年 月 日
令和 年 月 日

〇〇左官工業株式会社

〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇区2番20号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

担当者 _____

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費		1	式		〇〇〇	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示

- ①個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
- ②個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
- ③店で支出する安全衛生経費

価格高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

(1) 価格転嫁に関するこれまでの取組

建設資材の高騰分は、受注者を含むサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を図る必要。

○直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

➤ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請※)。

国 県 市 民 建

➤ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定(文書要請※)。

国 県 市

→都道府県による資材単価の設定状況が見える化。

※都道府県や市区町村に対しては直接働きかけ(全国ブロック監理課長等会議や都道府県主催会議(公契連))。

➤ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市:市区町村

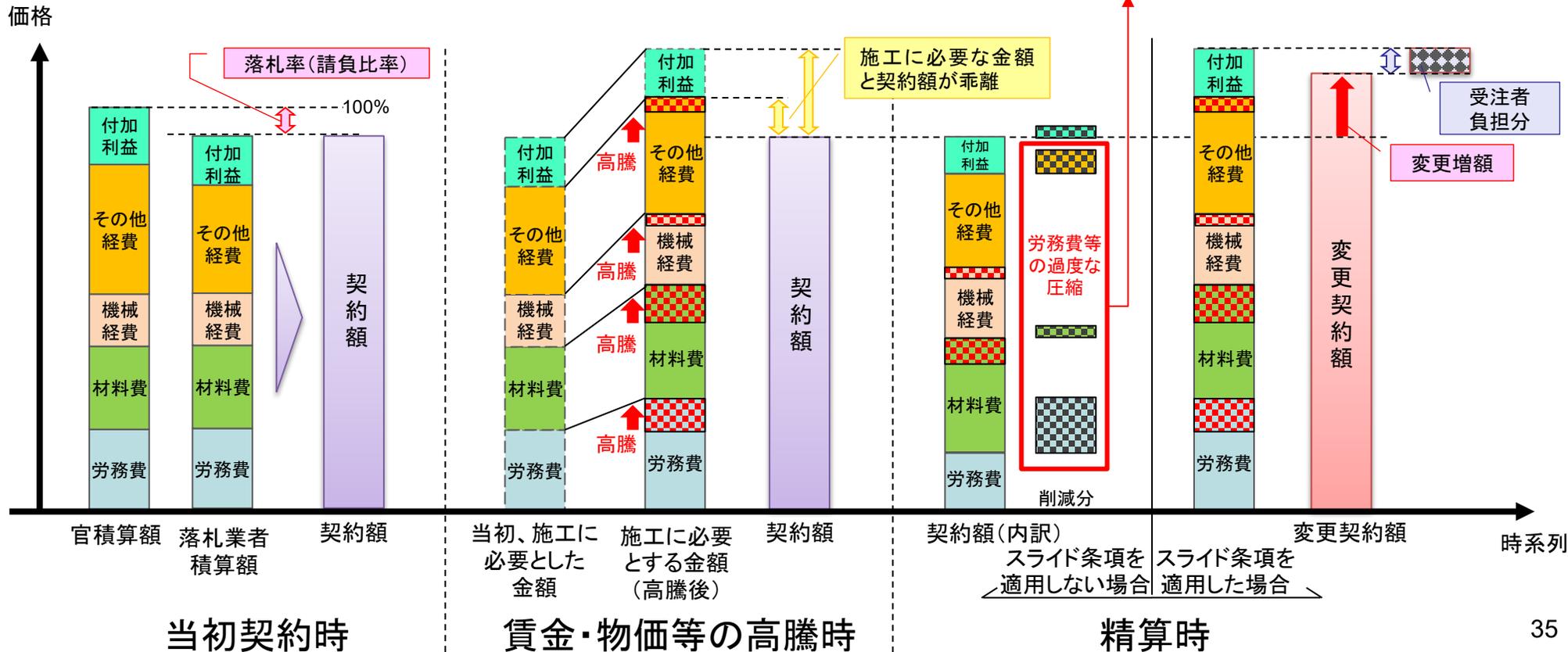
民:民間発注者

建:建設業団体

スライド条項とは(公共工事標準請負契約約款第26条)

- スライド条項とは、工事の請負契約書における、賃金や物価の変動により当初契約時の請負代金額が不適當となった場合の請負代金額の変更に関する条項のこと
- 建設工事における請負契約関係の片務性を是正することを目的に、公共工事標準請負契約約款や国土交通省直轄工事に使用される工事請負契約書では第26条に規定されている。

- 価格変動が通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 価格変動が通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は片務的で不適切
→スライド条項を適用せずに、受注者のみに過度な負担を求めると、下請へのしわ寄せや粗雑工事等に繋がる懸念



◎公共工事標準請負契約約款

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎民間建設工事標準請負契約約款

（請負代金額の変更）

第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

(2) 今回改正事項(価格転嫁関係)

契約前のルー

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。
- ➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
- ※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(3) 建設工事の請負契約書の法定記載事項(建設業法第19条第1項第8号)

(現行)

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～六 (略)

七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代

金の額又は工事内容の変

更九～十六 (略)

天災不可抗力条項に関しては、「算定方法に関する定め」と規定

資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」の記載は求められていない
 →「契約変更をしない」といった内容を約する契約についても許容されるものと解される余地
 契約変更条項を契約書上設けない契約が約6割

(改正後)

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動又は変更に基づく**工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め**

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の変更方法

- 発注者又は受注者は、材料価格に著しい変動を生じたときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる**請負代金額の変更**を求めることができる。
- 変更額は、協議して定める。etc ...

資材高騰に伴う請負代金等の「**変更方法**」を契約書の法定記載事項として明確化
 →「契約変更をしない」といった内容を約する契約については許容されない

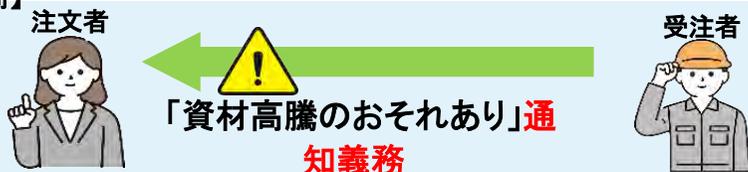
(4)おそれ情報の通知と、誠実協議の求め(建設業法20条の2)

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)

第二十条の二 (略)

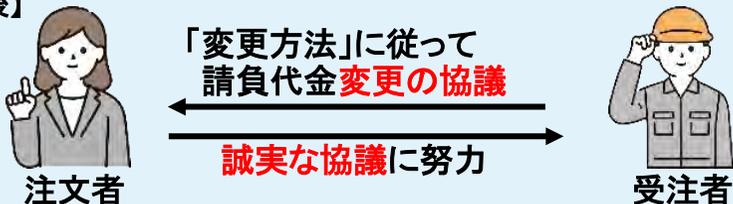
- 建設業者は、その請け負う建設工事について、**主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰**その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、**請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。**
- 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する**事象が発生した場合には、**注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての**協議を申し出ることができる。**
- 前項の**協議の申出を受けた注文者は、**当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、**誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。**

【契約前】



資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



運用上の留意点(イメージ)

資材高騰リスクの情報を注文者・受注者の双方が契約前に共有
⇒ 契約後に、実際に資材が高騰した場合の負担に関する協議の円滑化

- ✓ 受注者は、**把握している範囲**で情報提供すれば足りる
(資材高騰の見込みについての**新たな調査は不要**。根拠は**公表資料**を用いる)
- ✓ 将来のあらゆる可能性を網羅した**膨大なリスク情報**を提供しても、**負担協議の円滑化には寄与しないおそれがある**ので注意

- ✓ **事前通知なしでも、契約上の「変更方法」に基づき協議は可能**
- ✓ 「誠実」な協議とは、協議のテーブルに着いたうえで、申出の内容を真摯に聞き、変更の申出に至った背景事情を十分理解し、対等な立場から互いの意思が合致するようにできる限り努力が必要
- ✓ 誠実に協議した上で、双方合意として**価格変更しないこともあり得る。**
(必ず契約変更することを定めた規定ではない)

注文者は、リスク発生時の契約変更協議については誠実に対応する努力義務
(申し出られた協議の門前払い、申し出を理由とした不利益な取り扱い等は禁止)

今後、制度運用上の留意点をガイドラインとしてとりまとめ、変更協議促進という制度趣旨にかなう通知や協議の方法を周知予定

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

働き方改革と生産性向上

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

「労働基準法」(平成30年6月改正)
罰則: 使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

原則

法定労働時間(1日8時間・1週間40時間まで)
 36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能
 ※ 災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能(労基法33条)

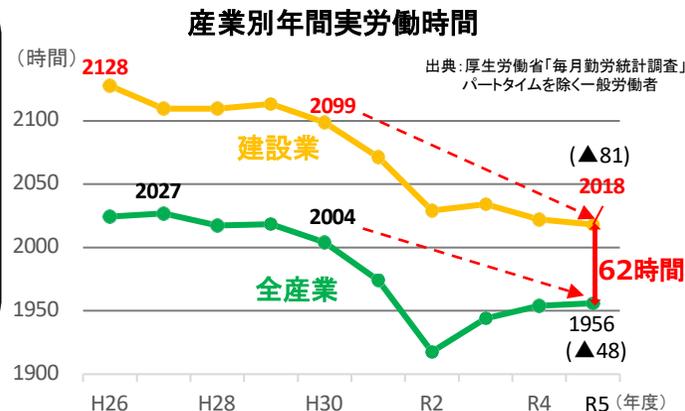
36協定の
限度

【時間外労働の上限規制】
 原則: ①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)
 例外: 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも
上回ることをできない上限を設定
 ・年 720時間(=月平均60時間)
 →年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを
 出来ない上限を設定
 a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)
 b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)
 c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

建設業においては、
 災害の復旧・復興の
 事業には、a及びbは
 適用されません。
 (労基法139条)

(1)これまでの建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- **リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■動画: はたらきかたススめ特設サイト

2. 公共工事における**週休2日工事**の対象拡大

- 〔直轄〕令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- 〔都道府県〕令和6年度から原則**100%**を目指す
- 〔市町村〕国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

3. 適正な**工期**設定

- 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)
 <改定の主な内容>
 ○注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 ○自然要因(**猛暑日**)における**不稼働**を考慮して工期設定。
 → **基準を踏まえた適正工期の設定**を自治体・民間発注者へ働きかけ
- 国交大臣と建設業4団体が労働時間規制の導入を踏まえて、「**必要な対応に万全を期す**」ことを**申合せ**
- 厚労省と連携して**実地調査**し、**是正指導**



■建設業4団体との申合せ

4. **生産性**の向上

- 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

適用猶予業種の時間外労働特設サイト はたらきかたススめ について (厚生労働省HP)



2024年4月から

建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります!

長時間労働の解消などによる労働環境の改善により、働く人、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

建設業

詳しく調べたい職種が建設されると、建設業で働く方の長時間労働の課題となり、休暇が取りづらくなることとなります。工事を現場、安住するに当たっては、4週1回休日を確保し取り入れるなどして、働く方の体負担を考慮した工事を設定することが必要です。

詳しくはこちら →



厚生労働省 適用猶予業種の時間外労働 特設サイト <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

厚生労働省パンフレット及びQ&Aについて

詳しくはこちらのパンフレットなどもチェック



建設業時間外労働の
上限規制わかりやすい解説



建設業の時間外労働の
上限規制に関するQ & A



(2)「工期に関する基準」改正の概要 (令和6年3月)

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である(令和2年7月作成)。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について (優良事例集)

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・各業界団体の取組事例等を更新。

工期に関する基準のリーフレット

「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」の結果を踏まえ、適正工期の在り方を受発注者に解説するためのリーフレットを作成しました。

令和3年度
「工期に関する基準」
リーフレット

建設工事における 適正な工期の確保に向けて

～中建審「工期に関する基準」より～

不適正な工期が与える現場への影響

～現場の長時間労働や施工品質の低下～

建設工事では、契約工期内に目的物を竣工させることが大切であることは言うまでもありません。しかしながら、工期の設定に余裕がないために、それを守ろうとして工事を進めることで、現場に様々な悪影響が生じているケースが少なくありません。

工期の不足で長期間働かざるを得ない状況に

令和2年度の調査によれば、ほとんどの発注者で工期の不足が認められています。このように余裕のない工期の設定が多いことで、竣工が遅れないよう早急な対応や夜間作業も重なるなど、工事に関わる人々の負担が増える可能性があります。

工期の不足委員会

1割～3割程度の工期が不足

週休2日制の導入にもマイナス影響

多くの産業においてすでに導入されている週休2日制ですが、建設業では普及が滞っています。週休の早引は収支の面で不利な影響をもたらすため、建設業に週休2日制の導入を妨げる大きな要因の一つです。

週休2日制を導入できない理由 (MA)

施工品質の低下が懸念される

工期に余裕のない建設工事では、作業員の長時間労働による疲労やスピード重視による誤り、施工ミスや事故が発生する危険性が高まります。

新・思いやり3法が成立し適正な工期設定の推進へ

以上のような状況を背景に、令和元年に「思いやり3法」が一体的に改定され、「新・思いやり3法」が成立しました。そして、新しくなった取組方法に基づいて、中央建設業審議会において「建設工事の工期に関する基準」が作成されました。適正な工期設定を推進するための、取組みの充実が図られています。

工期に関する受発注者の責務

～中央建設業審議会「工期に関する基準」～

公共工事・民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結する際には、適正な工期を設定できるように、契約の当事者がそれぞれその責務を果たさなければなりません。中央建設業審議会の作成・報告した「工期に関する基準」には、それらの責務が示されています。

発注者の責務

発注者は、受注者の長時間労働の防止や建設費の抑え、一人ひとりの確保のための確保、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に好意的な働き方を必要とします。また、各工程に遅れを生じさせないように、受注者から遅延を受けた場合、受注者と共に遅れの原因を明らかにし、その原因が受注者の責任に帰すべきもの、受注者の責任に帰すべきもの、不可抗力による受注者の責任に帰すべきもの、を特定し、受注者側で補償すべきもの、を明確にする必要があります。

受注者の責務

受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や過剰な労働を要しないよう、受発注者間及び元請と下請との間に、適正な工期となるよう、受発注者間及び元請と下請との間に、適正な工期で請負契約を締結する必要があります。また、受注者は、施工条件が不明瞭な場合は、発注者の旨を通知し、施工条件を明らかにするよう求めなければなりません。下請負人を含む受注者は、建設工事の適正な工期の見積りの提出に努め、その工期によっては建設工事の適正な工期が見積りよりも短い請負契約の締結（工期がスケジュール）は行わず、適正な工期を確保する必要があります。

DATA 中央建設業審議会「工期に関する基準」とは？

令和元年、適正な工期による請負契約の締結を確保し、働き方改革を促進するための、「新・思いやり3法」が成立し、その中で中央建設業審議会（国土交通省に設置された諮問機関）が「工期に関する基準」を作成・報告できることが規定されました。これを受けて同審議会が基準の内容について審議を重ね、令和2年7月に全6章からなる「工期に関する基準」が作成・報告されました。

詳しくは⇒ https://www.mlit.go.jp/report/press/tonkenansugo13_kh_000711.html

リーフレットは国土交通省のHPからダウンロードできます。

民間発注者の参加する会議での講演や民間発注者へのモニタリング調査の実施、通知文書の発出による周知等、幅広い周知を実施

民間発注者の参加する会議での講演

- 経団連や商工会議所の主催する会議での講演。
- 厚生労働省が主催する建設業関係労働時間削減推進協議会や労働基準監督署が主催する説明会での講演。

<建設業関係労働時間削減推進協議会>

全都道府県で開催されており、主に民間発注者団体、建設業団体、建設業許可部局、発注部局、労働局で構成され、時間外労働の上限規制の周知や各機関の取組状況について意見交換を実施。

民間発注者へのモニタリング調査の実施

- 不動産業界、鉄道業界、電力業界、小売業界など、幅広い業界に対して調査を実施（令和5年度は約40カ所）。
- 労働基準監督署との合同調査も実施し、時間外労働規制を考慮した工期設定を行っているか重点的に確認。

通知文書の発出

- 「工期に関する基準」（令和6年3月改正）や「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（令和5年6月改訂）の改正、改訂時に民間発注者団体に対して通知文書を発出。

○2024（R6）年4月からの労働基準法時間外労働規制の適用が開始されることを踏まえ、国土交通省の直轄工事において、受注業者の対応を支援するために、週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を強力に推進

週休2日の「質の向上」の拡大

①他産業と遜色のない休日の実現に向けた取組

- ・工期全体での週休2日の標準化を踏まえ、**月単位の週休2日**推進に向け**補正係数を新設**
- ・**完全週休2日（土日）**を促すため、実施企業に対し**成績評価に加点**し、取り組みを支援

時間外労働規制の適用への対応

②工事、業務における現場環境改善

勤務時間外作業を避けるため「**ウィークリースタンス**」の徹底

③受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

- ・受発注者の役割分担を明確にした**ガイドライン**等の作成、受発注者への周知徹底
- ・「**書類限定検査**」（**44→10種類**）の原則化 等

④時間外労働規制適用に対応するための必要経費の見直し

- ・**書類作成の経費**などによる**現場管理費の増加**を反映

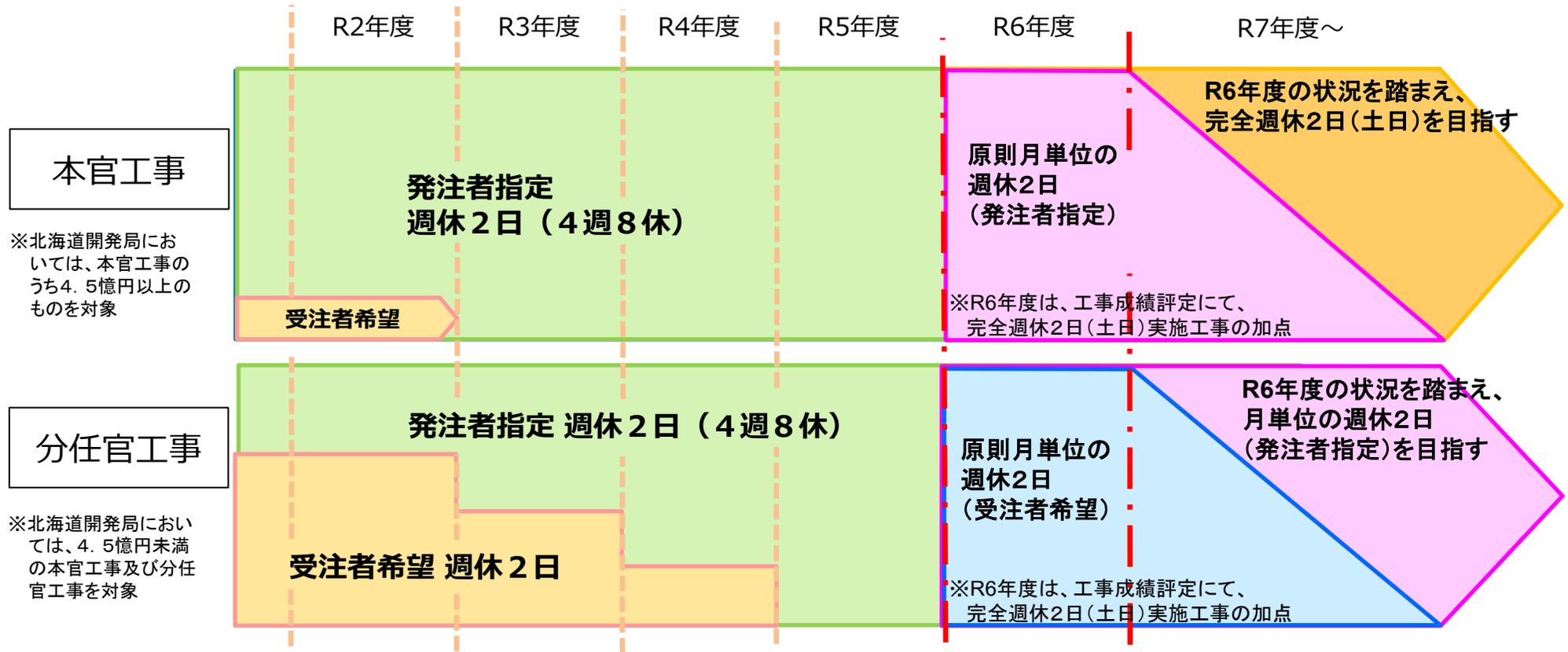
⑤移動時間を踏まえた積算の適正化

- ・事業所や資材置き場から**現場への移動時間を考慮した歩掛**の見直し

(1) 週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度の直轄土木工事の発注方針～

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R 5年度までに工期全体（通期）の週休2日が標準化されたことから、R 6年度より月単位の週休2日を推進
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休2日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休2日工事の発注方針（イメージ案）



※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

(1) 週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度以降の直轄土木工事の週休2日補正係数～

- 月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用
- 月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討することとし、完全週休2日（土日）の実現に向けた取組についても引き続き検討

<現場閉所>

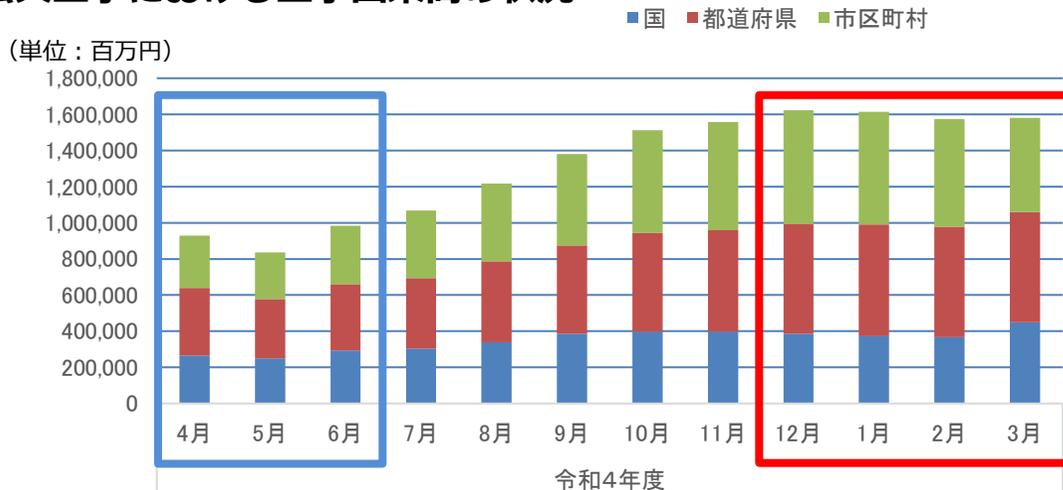
補正係数	工期全体(通期)の週休2日 +	月単位の週休2日	= 月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.00 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05
R7以降	—	実施状況等を踏まえた数値を検討	

<交替制>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日 +	月単位の週休2日	= 月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 現場管理費:1.01	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.04 現場管理費:1.03
R7以降	—	実施状況等を踏まえた数値を検討	

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が発生
- 工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者(技能者)の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、技能者の長時間労働や休日の取得しにくさ等につながる懸念

公共工事における工事出来高の状況



出典: 国土交通省「建設総合統計」

閑散期 (青枠の期間、4月～6月)

- (技能者) 仕事が少ないため、収入が不安定になる
- (建設業者) 人材・機材が需要に対して過剰 (遊んでいる人材・機材が多い)

繁忙期 (赤枠の期間、12月～3月)

- (技能者) 仕事が多く、休暇を取得することが困難となり、長時間労働に陥りがち
- (建設業者) 技術者が不足する懸念

⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

技能者や受注者 (建設業者) に期待される効果

- **技能者の処遇の改善** (特に休日の確保等)
- **年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化**
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- **入札不調・不落の抑制**など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

→ **施工時期の平準化を推進する必要** ←

工事積算における熱中症対策の充実(直轄工事の事例)

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※¹を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいた以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times \text{※}^3 \text{を日数換算し、平均した値（対象：5か年）}$$

※³：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

■ 工期延長等に伴う増加費用の積算 ※²

工程（官積算）で見込んでいた猛暑日日数等を特記仕様書で明示するとともに、見込んでいた以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x~Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去5か年(20xx年～20xx年)の気象庁(〇〇観測所)及び環境省(〇〇地点)のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※¹ 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温28℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温30℃以上」に戻す予定。

※² 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

猛暑日を含めた雨休率の算出【参考】

＜猛暑日を含めた雨休率の考え方＞

【定義】猛暑日日数：年ごとのWBGT値31以上の時間※1を日数換算し、平均した値（対象：5か年）

※1：8時～17時の間のデータを対象とする。

$$\text{雨休率} = \frac{\text{休日数} + \text{降雨・降雪等日数} + \text{猛暑日日数（上述【定義】により算出した日数）}}{\text{実働日数}}$$

＜WBGT値を使った猛暑日日数の求め方＞

- WBGT値31以上の時間数を集計し、日数換算する（日数 = WBGT31以上の時間数 / 8h）

＜例：埼玉県さいたま＞ 【使用データ】環境省のWBGT値※2（5か年分：2017年～2021年）

年	月	WBGT値31以上の時間数 (h)	日数換算値 (日)
2017	6		
	7	30.00	3.75
	8	24.00	3.00
	9		
計		54.00	6.75

年	月	WBGT値31以上の時間数 (h)	日数換算値 (日)
2019	6	1.00	0.13
	7	34.00	4.25
	8	53.00	6.63
	9	19.00	2.38
計		107.00	13.38

年	月	WBGT値31以上の時間数 (h)	日数換算値 (日)
2021	6		
	7	15.00	1.88
	8	59.00	7.38
	9		
計		74.00	9.25

年	月	WBGT値31以上の時間数 (h)	日数換算値 (日)
2018	6	1.00	0.13
	7	79.00	9.88
	8	71.00	8.88
	9	4.00	0.50
計		155.00	19.38

年	月	WBGT値31以上の時間数 (h)	日数換算値 (日)
2020	6		
	7	6.00	0.75
	8	72.00	9.00
	9	33.00	4.13
計		111.00	13.88

- 日数換算値の年平均値を算出する

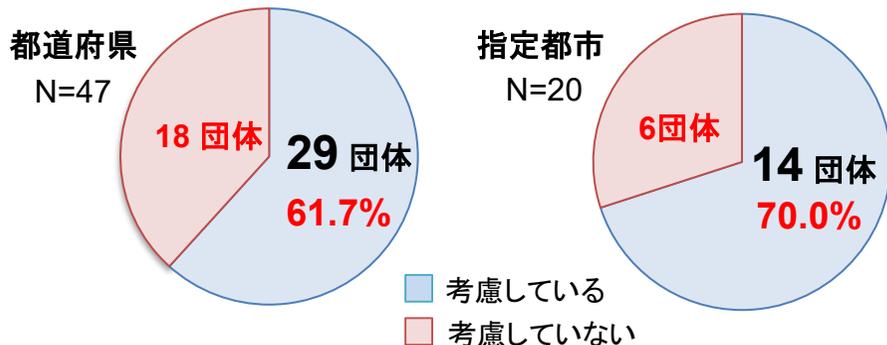
$$(6.75 + 19.38 + 13.38 + 13.88 + 9.25) / 5 = 12.53\text{日}$$

← **猛暑日日数**

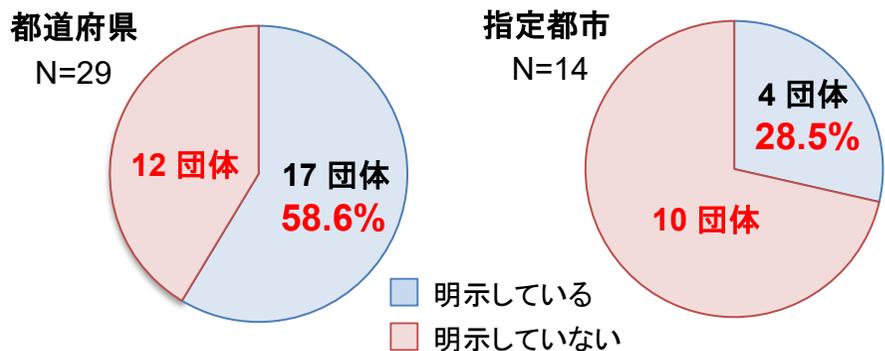
○近年の夏季における猛暑日の増加を踏まえ、「直轄工事における適正な工期設定指針」(令和5年3月 国土交通省大臣官房技術調査課)における「天候等による作業不能日」の取扱い等を参考に、猛暑日(WBGT値が31以上等)を考慮した工期の設定に努めること。

令和6年度上期ブロック監理課長等会議 アンケート結果

天候等による作業不能日に猛暑日を考慮しているか？



考慮している場合、特記仕様書に明示したか？



令和3～5年度に猛暑日を理由に工期延期をおこなったことがあるか。

福島県、東京都、横浜市、浜松市の4団体



猛暑日を考慮した場合の具体的な方法、参考にした基準など

「直轄工事における適正な工期設定指針」と**同等の方法**で考慮

猛暑日を考慮した団体：40団体 / 43(=29+14)団体

「直轄工事における適正な工期設定指針」と**異なる方法**で考慮している場合

○有識者を交えた検討により、不稼働日を踏まえた過年度の実績工期や週休2日を考慮した標準工期の算定式を平成29年10月から導入
また、令和5年度から工期中の猛暑日の発生状況により、更なる工期延期を認めた。(群馬県)

○全ての建設工事に適用している余裕期間制度において、受注者が工期の始点を選択できるフレックス方式を採用し、受注者が猛暑日を避けた施工体制を図ることを可能にしている。(佐賀県)

○工事の特性に応じ、その他の不稼働日として適切に見込んでいる。(仙台市)

猛暑日を考慮していない団体
都道府県：18団体、指定都市：6団体

青森県、宮城県、山形県、栃木県、長野県、岐阜県、静岡県、大阪府、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県、札幌市、川崎市、静岡市、浜松市、堺市、福岡市

(3) 今回改正事項(働き方改革・生産性向上関係)

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1位 | 作業員の増員 | 25% | } 4割超 |
| 2位 | 休日出勤 | 24% | |
| 3位 | 早出や残業 | 17% | |

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

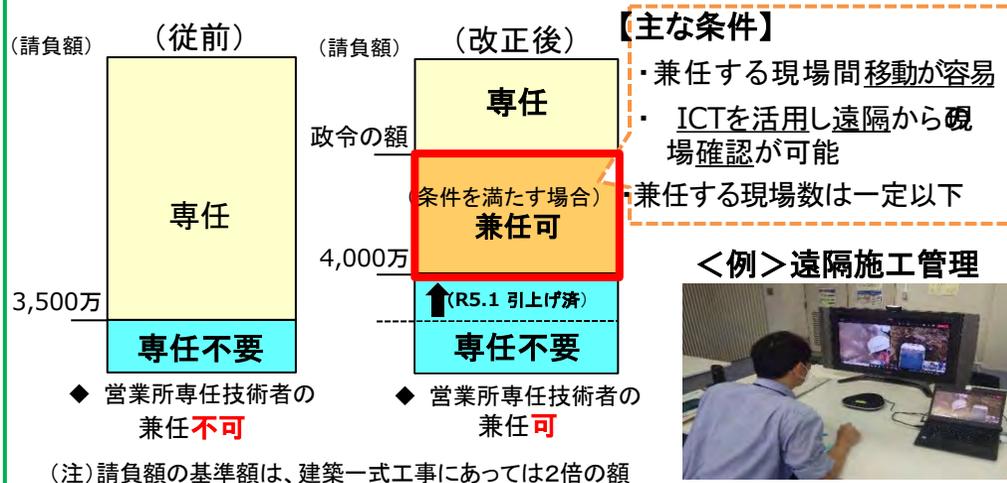
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任不可 (Before)
◆ 営業所専任技術者の兼任可 (After)

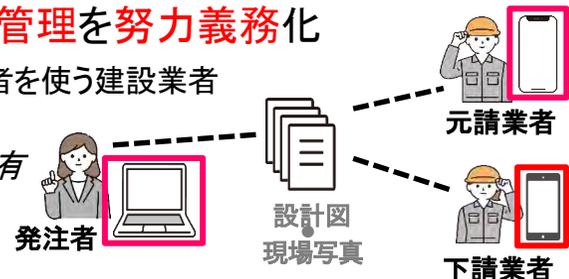
(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、
効率的な現場管理を努力義務化
※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

(4)工期ダンピング対策の強化

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

注文者

- ◆ 受注者の交付した材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努力義務＜R6改正＞
- ◆ 工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務【現行規定】
Ex)地盤沈下、土壌汚染等に関する情報
- ◆ 受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力＜R6改正＞
- ◆ 工事を施工しない日や時間帯の定めをする時はは契約書面に明記【現行規定】
- ◆ 通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止【現行規定】

受注者

- ◆ 材料費等記載見積書(工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須)を作成するよう努力義務＜R6改正＞
- ◆ 工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務＜R6改正＞
Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆ 工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可＜R6改正＞
- ◆ 工事を施工しない日や時間帯の定めをする時はは契約書面に明記【現行規定】
- ◆ 通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止＜R6改正＞

＜「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・＞

- － 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表
- － 建設業者(注文者・受注者ともに)に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分

(5)現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任制度に関する見直しについて

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(4)常駐・専任に係る規制の見直し

○生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な 施工
確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様 化を
前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための 技術
者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別 ごと
の実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

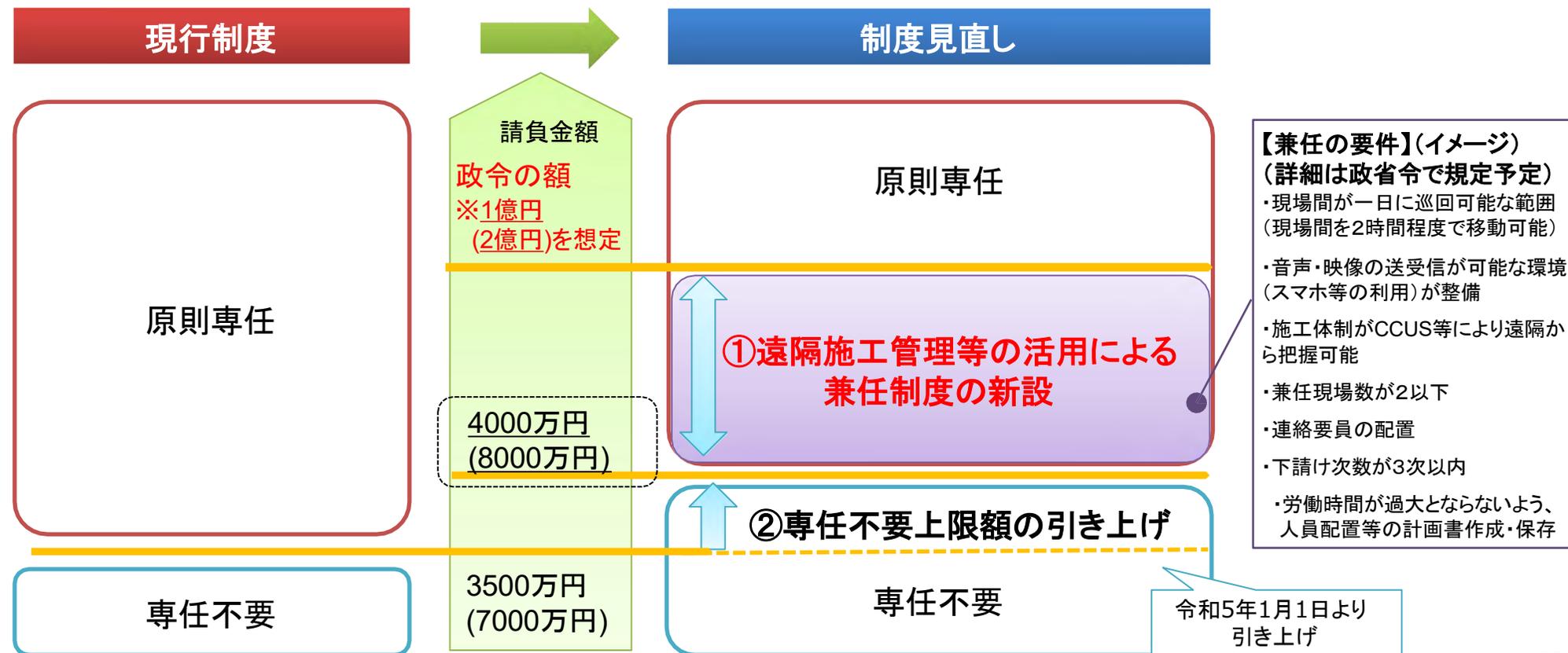
(6)現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任制度に関する見直しの概要

①兼任可能な制度の新設【今回改正にて措置】

多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

②専任不要上限額の引き上げ【既に措置済み】

技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事費の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。



(7)ICT活用による監理技術者等の専任義務の合理化

営業所

技術者a(専任)

- 営業所に専任で置かれる技術者は、営業所における請負契約の締結・履行の業務を管理(第7条、第15条)

改正後

営業所

営業所技術者a(専任) / 特定営業所技術者a(専任)

営業所技術者等が専任現場について兼任可

専任工事1

注文者

元請A社

監理技術者A(専任)

専任工事2

注文者

元請A社

監理技術者B(専任)

専任工事3

注文者

元請A社

主任技術者P(専任)

- 営業所に専任で置かれる営業所技術者(第7条)・特定営業所技術者(第15条)は、営業所の職務等に支障のない範囲で、それぞれ専任工事現場における主任技術者P(特定営業所技術者)にあつては、監理技術者A/B又は主任技術者Pの職務を兼任可能(第26条の5(新設))

※営業所技術者等による監理技術者等の職務の兼任(上図)と、監理技術者同士の兼任(下図)とは、必要な要件が異なるため、監理技術者等の職務について、上図・下図の制度は重複適用しない。

専任工事1

注文者

注文者

補佐置く時は専任現場について兼任可

元請A社

元請A社

監理技術者A

監理技術者補佐X(専任)

監理技術者補佐Y(専任)

- 専任工事現場における監理技術者については、当該工事現場ごとに専任の補佐を置くことで複数の専任工事現場を兼任可能(第26条第3項ただし書)

改正後

専任工事1

注文者

注文者

下記の場合は専任現場について兼任可

元請A社

元請A社

監理技術者A

監理技術者補佐X(専任)

又は

ICT措置等(新設)

又は

元請A社

元請A社

監理技術者補佐Y(専任)

又は

ICT措置等(新設)

専任工事2

注文者

注文者

下記の場合は専任現場について兼任可

元請A社

元請A社

主任技術者P

ICT措置等(新設)

又は

元請A社

元請A社

主任技術者P

ICT措置等(新設)

- 専任工事現場における監理技術者・主任技術者は、工事現場ごとにICT措置等を講ずることで、職務に支障のない範囲で複数の専任工事現場を兼任可能(第26条第3項ただし書各号(新設)・第4項)

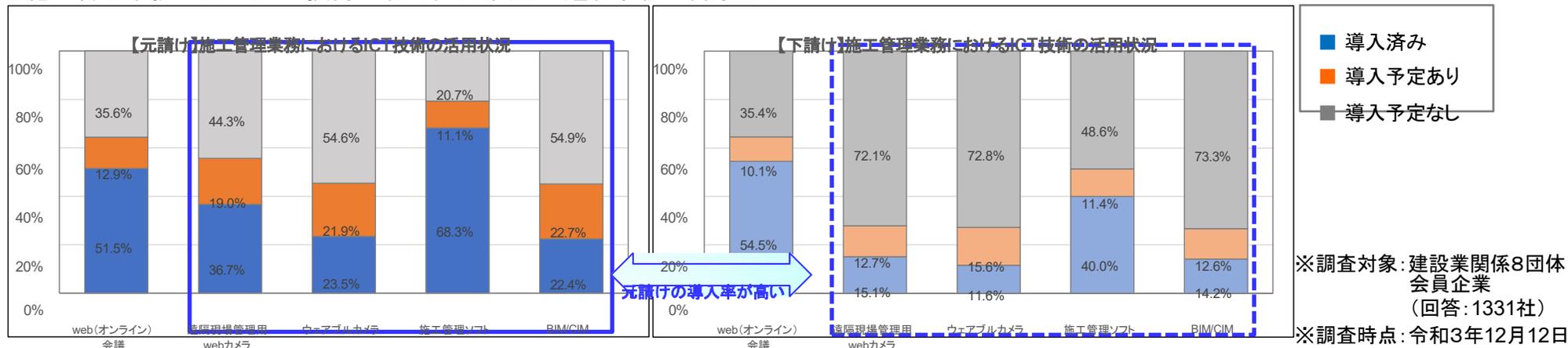
(8) ICT活用による現場管理の効率化(建設業法第25条の27)

- 建設業は他産業を上回る高齢化や若年層の不足、担い手確保が課題であり、生産性の向上に向けた**現場管理の効率化が急務**
- ⇒ **特定建設業者・公共工事の受注者にICTを活用した現場管理を努力義務として措置**

現状

- ・ 施工体制管理等の効率化に向け、現場管理における一層のICT活用推進をしていくことが重要
- ・ 現状、元請企業を中心に現場管理におけるICT活用は一定程度進展しているが、下請企業では取組に遅れ

○ 施工管理業務におけるICT技術の活用状況(国土交通省令和3年調査※)



方向性・法改正の内容 ()内は主体

○ 既にICT活用が進む「特定建設業者」や、より適切な施工確保が求められる「公共工事の受注者」からICT活用を推進し、下請への普及を促進していく必要

- ① ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ② ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ ICT活用した現場管理の指針作成(国)
- ④ 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

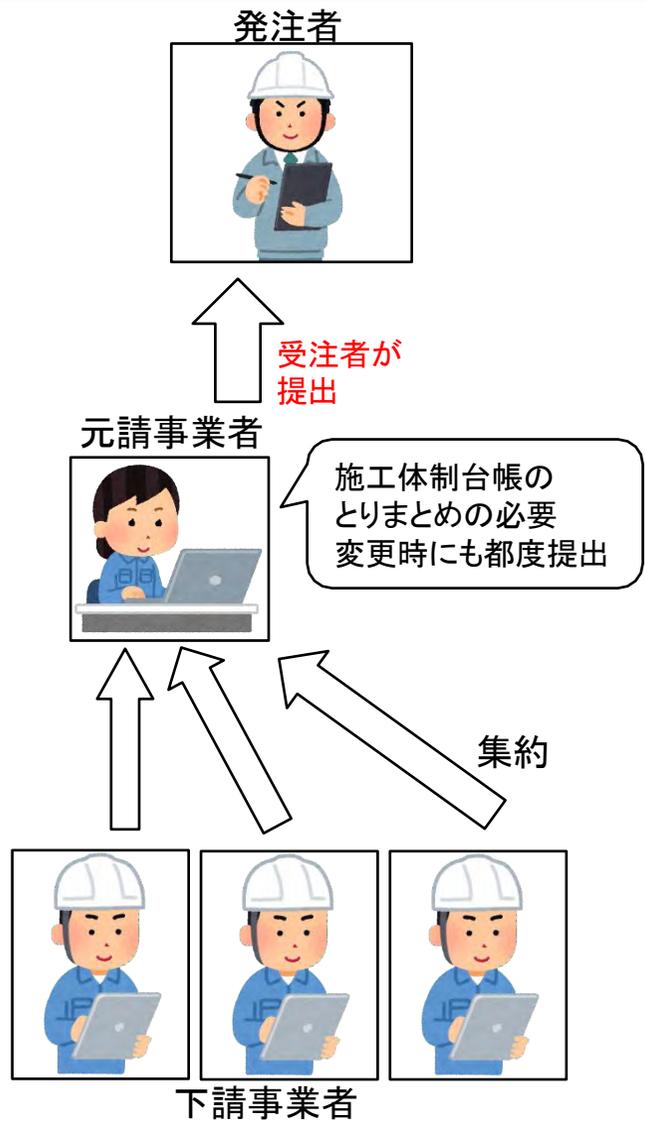
赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

※「ICTを活用した現場管理」の具体的内容は、指針において提示予定(例: 情報共有ソフト活用、web会議による遠隔管理)。

(9) 公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化(入契法第15条第2項の改正)

○ 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、**提出義務を免除**

これまでの施工体制台帳等の扱い



<現行制度>

公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、
 ①施工体制台帳の作成
 ②施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務とされている

<制度見直しの背景>

元請企業の技術者は、日中の現場監督業務の
 のち、夜間に工事書類作成業務を行うため、
 残業時間が多い傾向

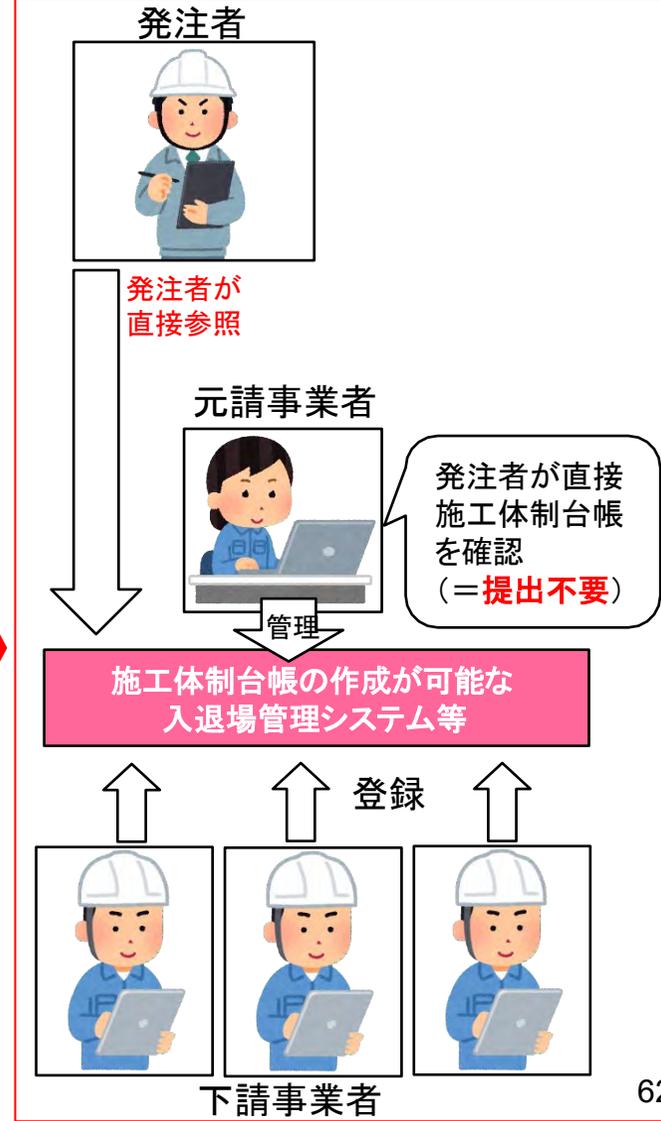
⇒元請企業の技術者の負担を軽減し、
 建設業の働き方改革を推進する必要

法改正により提出義務を緩和

<見直し後の提出義務について>

- ・提出義務は存置
- ・ただし、システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置を講じている場合は、提出不要とする
 (※措置は国土交通省令で規定予定)

改正後



概要

- 建設技能者の賃上げや働き方改革の促進に向け、建設工事の請負契約における請負代金と工期の適正化を図っていくことが必要。
- そのため、注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額の有無など、請負代金や工期に関する取引内容について実地調査等を行う「建設Gメン」の体制を拡充し、調査対象の拡大や調査内容の拡充を図るとともに、違反行為に対しては、建設業許可部局から指導監督を行うことにより、請負代金や工期の適正化を推進。

調査対象の拡大

- 大臣許可業者に加え、都道府県知事許可業者も調査の対象とする。

調査内容の拡充

これまで

- 請負代金
 - ・ 注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額があるか
 - ・ 標準見積書を活用して、法定福利費を適切に計上しているか
 - ・ 契約変更条項が規定されているか
 - ・ 労務費を現金払しているか など
- 工期
 - ・ 休日等(現場閉所)をどの程度確保しているか
 - ・ 工事の進展に伴って、休日等が少なくなっていないか
 - ・ 工程遅延により、長時間残業や休日作業をしていないか など

指摘例

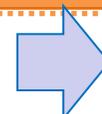
- 注文者による合理的な根拠に基づかない代金減額がある。
- 労務費の額に照らして法定福利費が適切に計上されていないおそれがある。
- 契約書に物価等の変動に対応できる契約変更条項が含まれていない。
- 下請代金の支払に現金と手形を併用しており、現金比率が低い場合、労務費相当分を現金で賄えないおそれがある。
- 工程遅延に伴い現場閉所日を削減する等、しわ寄せが下請に及んでいるおそれがある。
- 雨天続き等により工期内竣工が困難になり、下請は元請に工期の変更協議を申し出たが、元請は発注者との協議をせず残業を要求した。

拡充 (建設業法改正等に対応)

- ★建設業法改正による取引適正化に向けた新たな措置について、法施行を待たず、先行的に調査を行いつつ、適切な対応を呼びかける
 - 請負代金(労務費関係)
 - ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
 - ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
 - ・ 労務費が標準労務費に照らして妥当か など
 - 工期/請負代金
 - ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
 - ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか など
- ※ 労基署と連携して工期に関する合同調査を行うなど、効果的に調査を実施

体制の強化 (本省、北海道開発局、地方整備局)

R5年度の体制
72名



R6年度体制
135名
※関係部署からの応援を含む。

建設Gメンによる監視体制の強化

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。
- ◆ 下請取引等実態調査の件数を大幅に拡大し、そこで把握した違反疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を端緒として、違反の疑いのあるものを優先して建設Gメンが実地調査を行うことにより、実効性を確保。
- ◆ 令和6年度の実地調査は、改正建設業法により新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

【令和6年度の実地調査】

【主な調査項目等】

【主な調査内容】

建設Gメンの実地調査

適正な請負代金・労務費の確保

適切な価格転嫁
〔労務費指針への対応状況
資材価格の転嫁協議状況〕

適正な工期の設定

適正な下請代金の支払

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めると不適当な見積変更依頼をしていないか
- ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
- ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係）等
- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況等
- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況等
※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施
- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか等

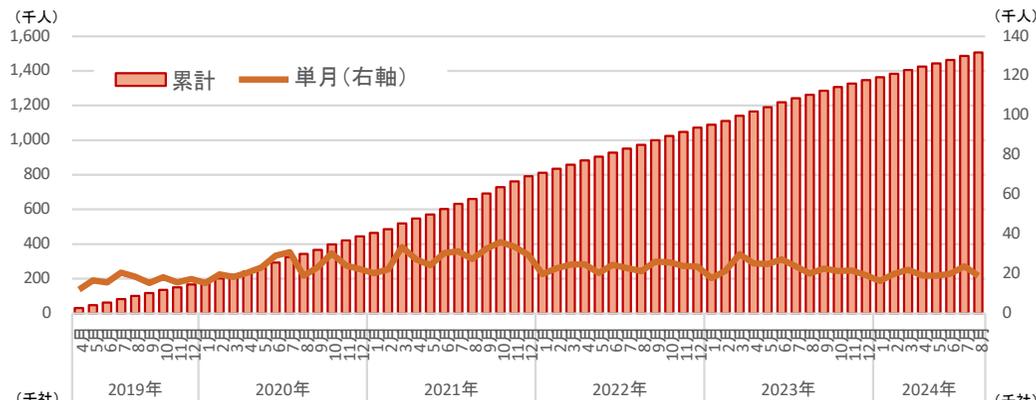
不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

建設キャリアアップシステム

技能者の登録数

150.6万が登録

※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



事業者の登録数

27.4万社が登録

※うち一人親方は9.3万社

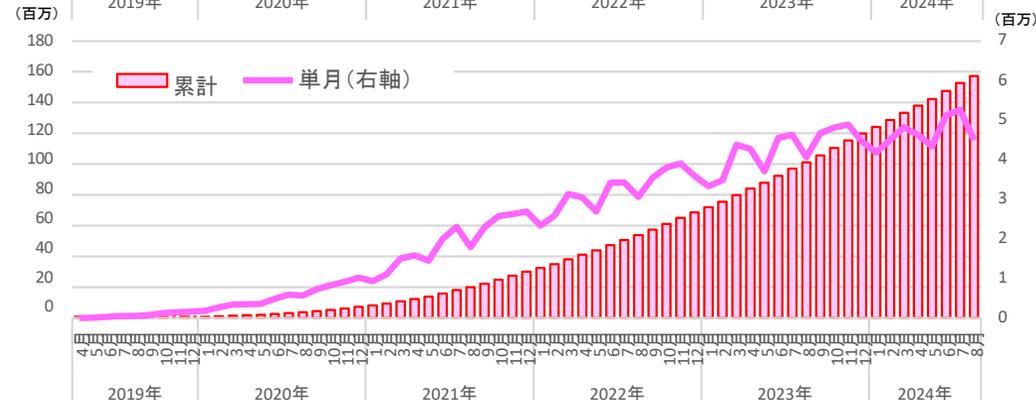


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 15,000万突破

※8月は450万履歴を蓄積
(前月からの減少はお盆要因)



◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。

◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国(公表32分野)(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

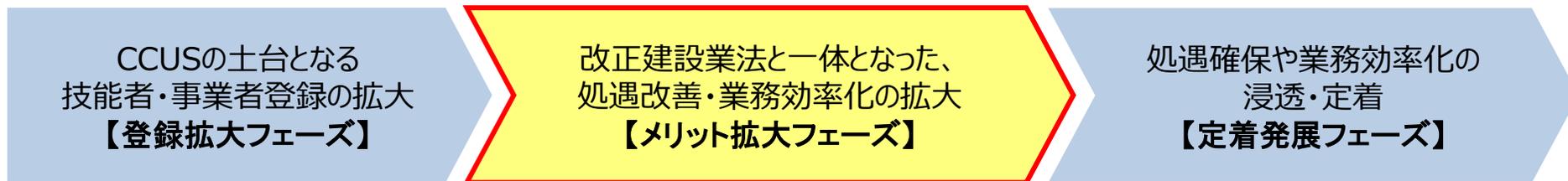
<試算条件>

- ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
- ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)
- ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成(必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない)
- ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

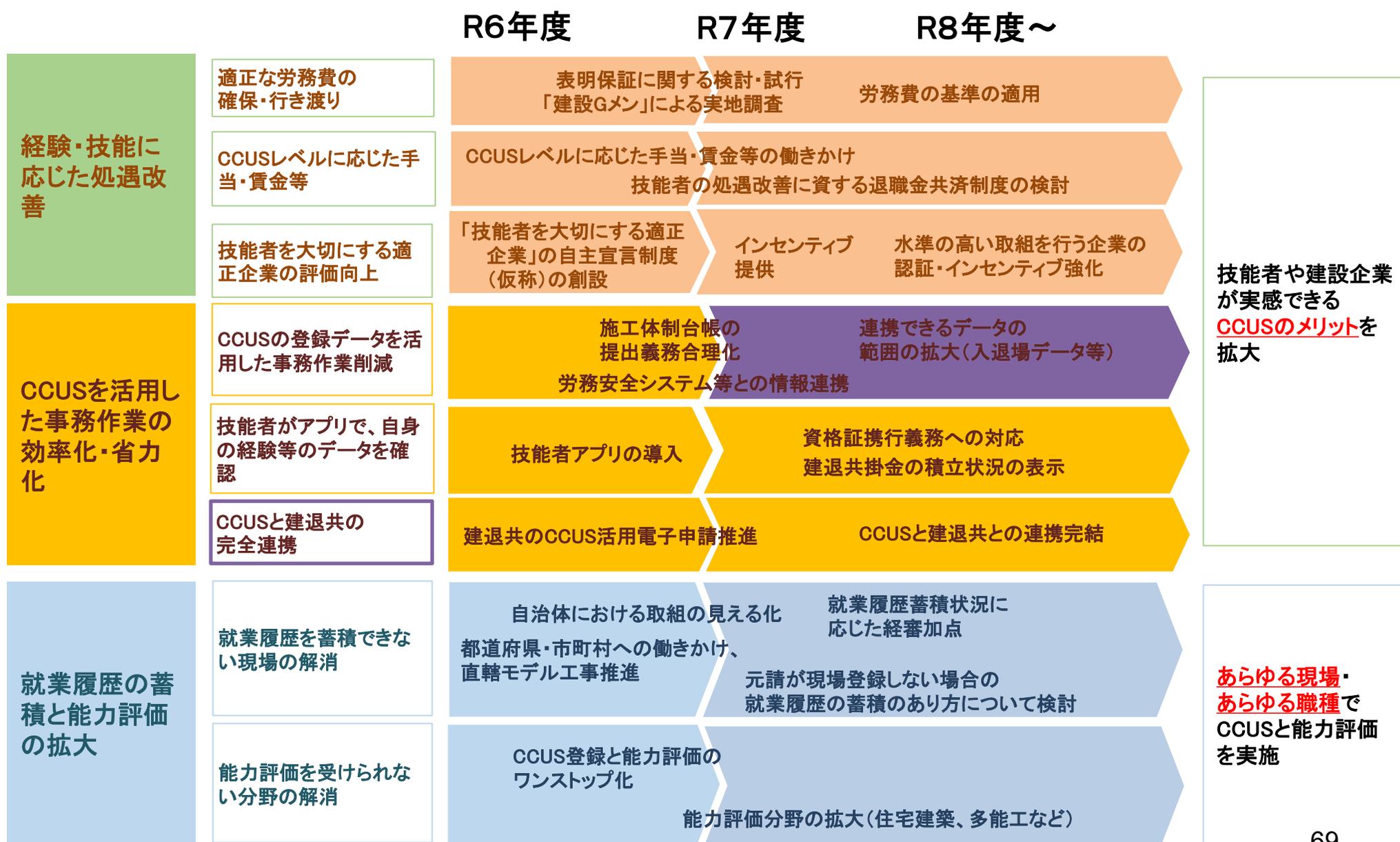
- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充



1. 経験・技能に応じた処遇改善

(1) 「労務費の基準」に適合した労務費・賃金の支払確保

- 改正建設業法に基づき、「労務費の基準」を踏まえた労務費を下請業者まで行き渡らせ、その上で、下請業者には、CCUSの技能レベルに応じた賃金（レベル別年収）の支払徹底を求める。これらが実効性あるものとなるよう、「建設Gメン」が監視。(R7-)
- そのため、まずは「労務費の基準」の作成を進めるとともに、その活用方法についても検討を進める(R6-)
- また、標準約款に、適正な労務費・賃金支払へのコミットメントに関する条項（いわゆる表明保証）を追加することを検討するとともに、その検討に資するよう、発注者から元請に支払った労務費が技能者まで行き渡ることを担保する契約上の取組について検討・試行(R6-7)
- さらに、「建設Gメン」が発注者、元請、下請に対して、改正建設業法に基づく新たなルールに係る取引実態を調査開始(R6-7)
- 改正建設業法による労務費の確保と行き渡りがレベル別年収に見合う賃金支払に結びつくよう、「労務費の基準」とレベル別年収との数的関係を整理(R6-7)
- 上記のほか、「労務費の基準」とCCUSとの連携の在り方を検討

(2) CCUSレベル別年収の改定

- レベル別年収の示し方等について検討の上、令和6年3月から適用されている公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるCCUSレベル別年収へ改定(R6-7)

(3) CCUSレベルに応じた賃金支払の確認システムの構築

- 適正な賃金支払の状況を簡便に確認するシステムの検討(R6-7)
- CCUSレベルに応じた賃金の支払状況を踏まえ、「建設Gメン」が労務費の行き渡りの確認と必要な改善指導(R7-)

(4) 法定福利費の支払確保（社会保険加入の徹底）

- 法定福利費についても、改正建設業法に基づく確保・行き渡りを検討し、CCUSにより確認される社会保険加入状況に応じて、「建設Gメン」が発注者に対して法定福利費の支払徹底を調査・指導(R7-)

(5) CCUSレベルに応じた賃金・手当制度の倍増

- CCUSレベルに応じた賃金・手当制度への支援の検討(R6-7)
- 元請企業等によるCCUSの能力評価等を反映した手当支給の取組について、事例数を倍増することを目標に、手当制度の充実を関係業界へ働きかけ(R6-)

(6) CCUSを活用した「技能者を大切にす適正企業」の評価向上・受注機会拡大

- CCUSレベルに応じた賃金・手当支払い等を行う「技能者を大切にす適正企業」の自主的宣言制度を創設した上で、宣言した企業を国交省HP等に掲載(R6)
- 表彰、経審での加点等のインセンティブの導入や推進目標の設定などを検討、より水準の高い取組を行う企業の認証制度の構築(R7-8)

(7) 外国人材の適正な処遇の確保

- 能力レベルに応じ日本人と同等の賃金支払を確認できるよう、特定技能外国人が就業履歴を蓄積し、能力評価を受けようになる方策の検討(R6-)

(8) 施工能力等の見える化評価の促進

- 施工能力等の見える化評価の元請・発注者と連携した見直し及び高い評価を受けた企業の受注機会拡大につながる方策の検討(R6-7)

2. 「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

(1) 労務安全システムとの情報連携による事務の効率化

- ・ CCUS登録情報を労務安全システム側で利用可能とし、データ入力作業等や安全書類（各種帳票等）の作成を効率化 (R6)
- ・ 技能者を雇用する下請業者がCCUSに集約された入退場データを活用して技能者ごとの出面管理ができるよう、労務安全システムとの連携を推進 (R6-7)
- ・ その上で、業界団体等から事務作業の課題を聴取し、さらなる効率化のための取組を検討・実施 (R6-)

(2) 施工体制台帳の作成・提出義務の合理化

- ・ 公共発注者への施工体制台帳提出を要しない場合として、CCUSと連動させて台帳記載事項が閲覧できる場合を位置づけ、広く公共発注者に施工体制台帳の電子閲覧の導入を働きかけ (R6-)
- ・ 民間工事についても、発注者からの求めに応じて台帳を閲覧させる方法として、「CCUSと連動させて台帳記載事項を閲覧させる方法」を奨励 (R6-)

(3) CCUSを活用した現場管理作業の効率化

- ・ 特定建設業者及び公共工事受注者によるCCUS活用を強力に推進するため、改正建設業法に基づくICT指針に、CCUSを活用した現場管理作業の効率化を位置づけ (R6)

(4) 技能者のCCUS登録情報の確認の簡素化 (スマホアプリ上での確認等)

- ・ 技能者向けのスマホアプリ開発により、就業履歴、資格、建退共掛金の積立状況等を手元で確認できるよう対応 (R6-7)
- ・ CCUSに資格者証情報を登録した技能者が、紙の資格者証の携行が不要となるよう対応 (R7-)

(5) CCUSと建退共との連携完結による事務の効率化

- ・ CCUSからワンタッチで建退共の就労実績登録を可能とすることで、元請・下請における建退共事務を簡素化 (R7)
- ・ CCUSと連携した電子申請方式の普及を公共発注者に対して働きかけ (R6-)
- ・ 技能者の処遇改善に資する退職金共済制度のあり方を検討 (R6-)

(6) 適正な一人親方の確認の効率化

- ・ CCUS上で経験等が十分でない一人親方を確認できる機能を追加し、適正な一人親方の確認事務を効率化 (R6-)

(7) 現場管理への活用事例の横展開

- ・ CCUSを活用した現場管理等の効率化について、個社の取組事例を収集し、業界団体等と連携して横展開 (R6-)

3. CCUSによる就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

(1) カードリーダー等がないために就業履歴を蓄積できない現場の解消

- ・カードリーダーの無償貸与、就業履歴蓄積環境の整備に対する経審加点等の支援の継続 (R6-)
- ・建設業者団体と連携し、安価なカードリーダーや電話発信、iPhoneのカードリーダー機能での就業履歴登録等、小規模現場向けの就業履歴蓄積方法の周知を強化 (R6-)
- ・元請が現場登録しない場合の就業履歴の蓄積のあり方について検討 (R6-8)

(2) 公共工事・民間工事における就業履歴蓄積の推進

(i) 公共発注者に対する働きかけ強化

- ・受注者のCCUS登録や就業履歴の蓄積を促すための取組が拡大するよう、地方自治体に働きかけるとともに、取組状況を「見える化」(R6-)
- ・自治体工事でもカードリーダー設置費用、現場利用料が費用計上されるよう、直轄モデル工事における積算上の取り扱い等を例に導入を働きかけ (R6-)
- ・就業履歴の蓄積状況に応じた経審加点制度の創設を検討 (R6-7)
- ・地域の理解を踏まえた直轄Cランクのモデル工事を引き続き推進(R6-)

(ii) 民間工事発注者への周知啓発

- ・CCUSを活用することで民間発注者に生じる具体的なメリットをわかりやすく整理して周知徹底(R6-)

(3) 技能者・事業者登録に係る事務負担の軽減

- ・CCUS認定アドバイザー、CCUS登録行政書士のわかりやすい紹介資料を作成し、周知 (R6-)

(4) 能力評価の拡充

(i) 能力評価の負担軽減

- ・CCUS登録と能力評価のレベル判定のワンストップ化するとともに手数料も減額 (R6)
- ・能力評価手数料に対する助成制度についてわかりやすく周知し、制度活用を促進 (R6-)

(ii) 評価基準の策定・充実

- ・今後3年間で、原則すべての技能者が能力評価基準の対象となるよう取り組むこととし、専門工事業団体が行う基準案の策定を支援(調査検討費の助成等)(R6-8)
- ・工事の繁閑がある場合でも技能者の稼働率を維持可能とし、人材不足にも対応できるよう、「多能工」に係る評価基準を作成する場合の統一ルールを策定。各専門工事業団体のニーズに応じ、「多能工」に係る能力評価の基準づくりを支援。(R6-)
- ・各専門工事業の実態に応じてよりの確に能力評価を行うことを可能とするため、現行の4段階の細分化や製造・加工現場で従事する技能者の扱い等について検討し、ガイドラインを見直し (R6-)
- ・住宅建築分野における能力評価基準の策定 (R6-7)

(5) 技能者自身で能力評価申請ができる環境の構築

- ・技能者自身が所属会社に頼らずに資格情報等の更新や能力評価の申請等を行えるアプリ等を開発 (R7-)

(6) 求人情報サイト等を活用した能力評価の促進

- ・ハローワーク、求人・求職情報サイト掲載時にCCUSの技能レベルを記載できるよう関係機関に働きかけ (R6-)

CCUSを活用した「技能者を大切にしている適正企業」の評価向上・受注機会拡大

- 発注者・元請・下請を含めて、「技能者を大切にしている適正企業」の評価を向上し、**サプライチェーン全体での建設技能者の処遇改善**に向けた取組を支援する。
(「技能者を大切にしている適正企業」の自主宣言制度(仮称))

「技能者を大切にしている適正企業」のイメージ

○以下の取組を行うことにより、技能者を大切にしている適正企業。

<取組例※>

※制度詳細は今後検討

- (下請) 技能レベルに応じた手当や賃金支払、月給制、週休2日制
- (元請・発注者) (一人親方含め) 適正な工期・労務費等での取引
- (共通) 宣言企業との取引優先、CCUSの利用環境整備

「技能者を大切にしている適正企業」の自主宣言制度(仮称)(R6)

- 発注者、元請、下請の区分毎に、CCUSを活用した技能者の処遇改善のための取組を行うことを宣言
- 宣言企業はロゴマークを使用可能とし、企業の一覧を国交省HP上で公表

宣言企業に対して、表彰、経審での加点、求人・求職情報サイトでの発信、ESG評価への組み込みなどのインセンティブを検討

R6年度

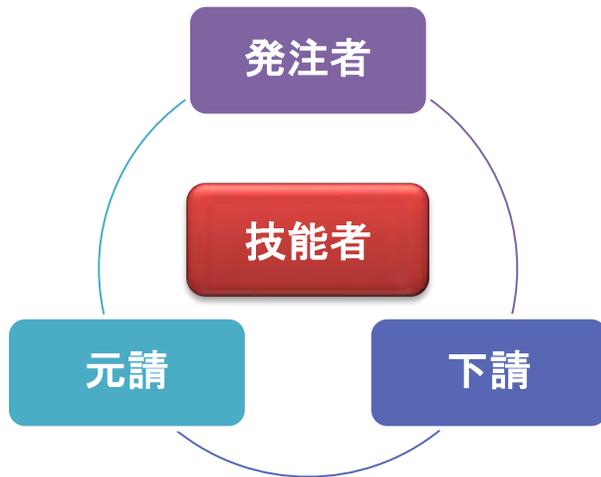
取組基準を
検討・策定

R6～7年度

取組を行う企業への
インセンティブ提供

R7年度～

水準の高い取組を行う企業の
第三者認証、インセンティブ強化



手元でCCUSの情報を簡単に確認できるツールの提供

- 技能者自身の就業履歴や保有する資格等を表示できる技能者アプリを提供。
- スマホ1つで資格者証の情報や建退共ポイントの確認等が可能に。

就業履歴を手元で確認(R6)

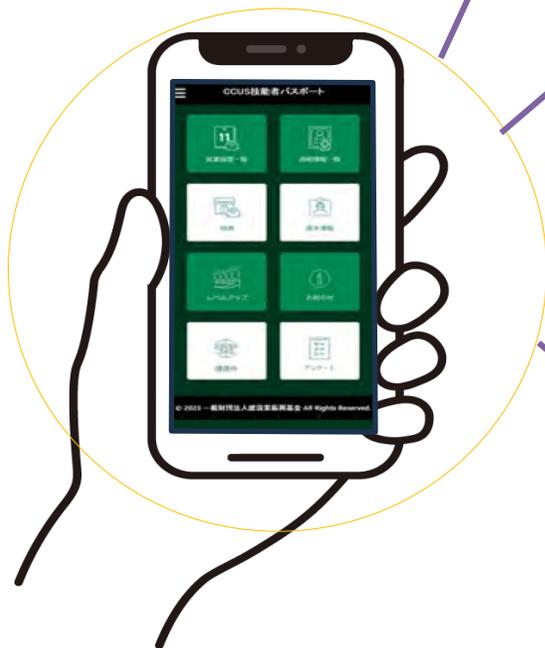
- いつ、どこで、どの職種・立場で就業したかが手元で確認可能に。
- 事前に登録していれば、有害物質取扱作業の履歴なども確認可能。

資格証の携行がスマホ1つで完結(R7-)

- CCUSに登録されている資格者証の画像をアプリに表示
スマホ1つで資格者証等の携行が完結。
(R6中に資格情報を整理)

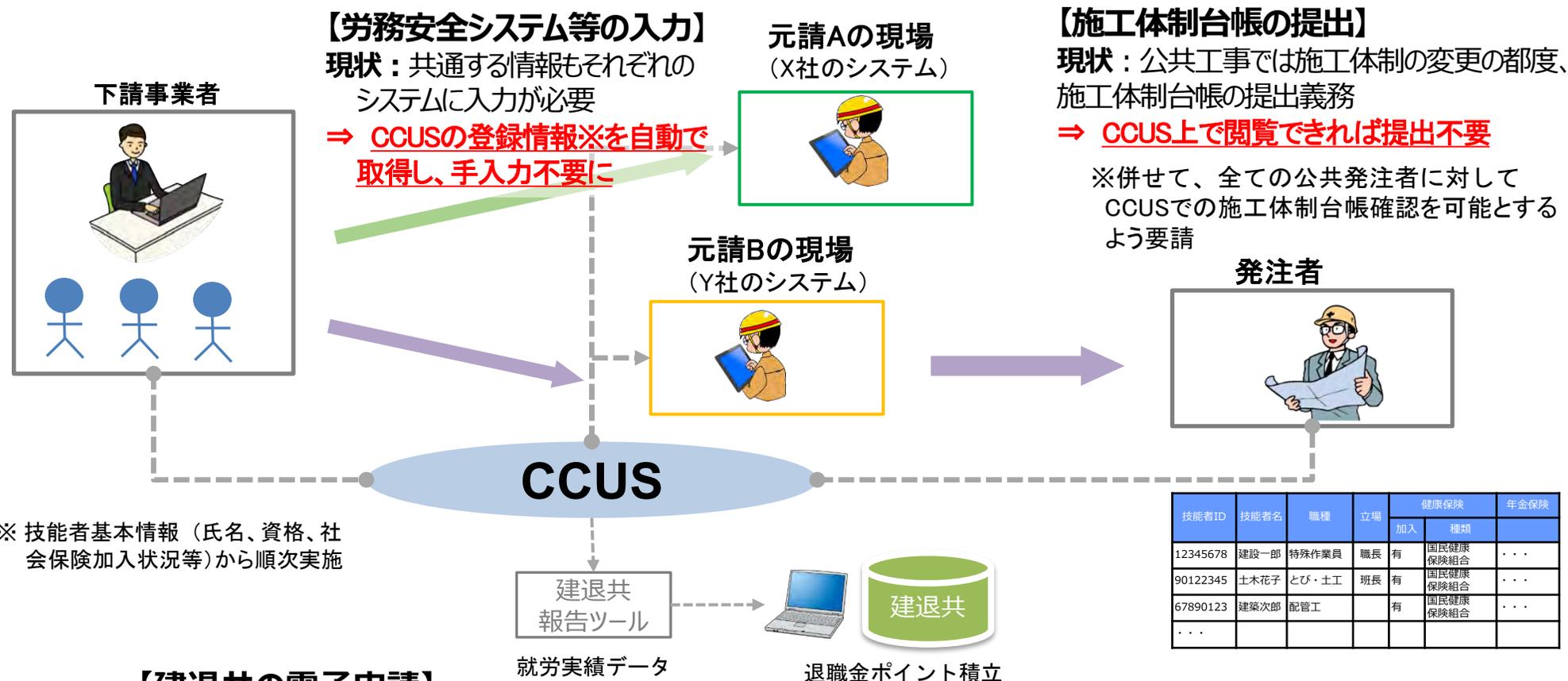
建退共掛金の積立状況を手元で確認(R7)

- 就業履歴の蓄積に応じた、建退共掛金の積立状況と、退職金の見込み額が手元で確認可能に。
(現在は葉書での通知のみ)



「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した業務効率化

- **CCUSの「共通のデータ基盤」としての機能を活用**して、安全書類作成システムの入力、施工体制台帳の確認や建退共の積立等、**元請・下請の様々な事務作業や現場管理を効率化**し、働き方改革に貢献。



【建退共の電子申請】

現状：CCUSから建退共の電子申請をするために、一度専用ツールにデータを出力しなければならない

⇒ **ワンタッチで建退共の就労実績登録を可能に (R7)**

技能者ID	技能者名	職種	立場	健康保険		年金保険
				加入	種類	
12345678	建設一郎	特殊作業員	職長	有	国民健康保険組合	...
90122345	土木花子	とび・土工	班長	有	国民健康保険組合	...
67890123	建築次郎	配管工		有	国民健康保険組合	...
...						

その他

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。(令和6年8月1日発出)

通達の内容

(1)下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

- 見積書を踏まえた双方の協議による適正な手順にて下請代金を設定
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を提示
- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化し、必要な経費に十分留意
- 労務費、法定福利費、安全衛生費、一般管理費、建設副産物の運搬及び処理に要する費用等の諸経費を適切に考慮
- 建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するため、不可欠な経費(法定福利費等)を見積書に記載【R6.6改正法】

(2)原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

- 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定めを契約書面に記載【R6.6改正法】
- 工期又は請負代金の額を変更する際にも書面での契約変更を徹底
- 請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならず、当該事象の発生後受注者が請負代金の変更協議を申し出た場合、注文者は誠実に応じること【R6.6改正法】
- 独禁法上の、優越的地位の濫用の要件に該当するおそれがある行為についても留意

(3)社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

- 社会保険加入が許可要件、加入状況等の施工体制台帳への記載
- CCUS登録事業者を下請負人として選定の推奨、社会保険加入状況確認等に原則CCUSを活用
- 一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、雇用契約の徹底を促す
- 下請負人が必要経費を十分含んだ請負代金で一人親方と書面にて契約を行うよう徹底

(4)適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保

- 建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」の適正な確保

- 雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底
- 請負代金内訳書に法定福利費を明示する規定を新設した建設工事標準請負契約約款等の活用
- 発注者と受注者のそれぞれが「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を行う
- 「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、下請企業から元請企業に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示し、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組む
- 建退共制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 建退共手続きの電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化によるCCUSの積極的活用・建退共制度の適切な運用
- 元請負人による工事ごとの建退共制度事務の統一及び一括作業方式の利用

(5)建設工事の請負契約の締結

- 建設工事着工前の書面(電磁的方法を含む。)による契約締結の徹底
- 建設工事標準下請契約約款又は準拠した契約書の利用
- 赤伝処理をする場合は、合意に基づき契約書類に明記、指値発注の禁止
- 建設リサイクル法対象工事は、必要事項を書面で相互交付

(6)建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 建設業は、令和6年4月より罰則付きの時間外労働規制が適用
- 下請契約においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行い、週休2日の確保や長時間労働の是正などに努める
- 著しく短い工期の禁止、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せが生じないような工程管理
- 受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努め、発注者はその内容を確認し尊重する
- 契約書に記載することになった「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」の記載について柔軟に対応

通達の内容

(7) 施工管理の徹底

- 発注者の信頼に応える適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図(デジタルサイネージ等ICT機器を含む)の作成、備え置きの徹底
- 主任技術者の専任等の取り扱いに十分留意

(8) 検査及び引渡し

- 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し

(9) 適切な下請代金の支払

- 少なくとも労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む。)を現金払とするよう支払条件を設定
- できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高める
- 手形等の現金化にかかる割引料等のコストなどを、十分協議した上で明示し、一方的に下請負人の負担としない
- 令和8年の手形の利用廃止等に向けて、振込払及び電子記録債権への移行・手形期間の短縮等の取り組みを進めていくよう努める
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
- 60日を超える手形は「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして指導対象となることに留意
- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の適正な支払及び中間前金払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

(10) 下請負人への配慮等

- 全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えない
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- 特定建設業者は、下請負人による技能労働者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮

(11) 技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇(12年連続)等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払われるよう最大限努める
- 国土交通省と建設業団体との意見交換会において、技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすることを申し合わせ、総理大臣から、申合せに沿った賃上げの強力な推進をお願い
- CCUSを活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等を適切に指導
- 「CCUSレベル別年収」の公表を踏まえ、技能労働者が能力評価を受けよう促し、適切な処遇を受けられるよう環境整備を推進
- 品確法、新労務単価、社会保険加入対策、価格転嫁に関する相談等の窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

(12) インボイス制度開始後の免税事業者との適正な取引

- 自己の取引上の地位を不当に利用し、一方的に消費税相当額の一部(全部)を支払わない行為や優越した地位を濫用した行為は、建設業法、独禁法の規定に違反するため十分留意
- 下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定
- 「駆け込みホットライン」の活用及び周知

(13) 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

(14) 建設工事の関係者への配慮

- 下請中小企業振興法振興基準の観点から、建設工事の関係者(資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者・建設関連業者等)との取引においても、振興基準に示す事項の配慮及び、(1)～(13)の事項に準じて配慮

現状

- 国土交通省においては、
 - 老後の生活や怪我時の保障など**技能者に対する処遇改善**
 - 法定福利費を適正に負担する企業による**公平・健全な競争環境の整備**等の観点から、**平成24年度から社会保険加入対策を推進**しており、社会保険の加入率は、令和5年度には、**企業単位でほぼ100%、技能者単位で92%**と、一定の改善がみられる。
- 一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴って、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**技能者の個人事業主化(いわゆる一人親方化)**が行われている可能性がある。
- 建設業界への聞き取りや企業アンケートにおいても、技能者の一人親方化が進んでいるとの見解が示されており、その中には、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、**偽装請負の一人親方として従事している技能者も一定数存在**

課題

法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図した、偽装請負としての一人親方化が進むことは、**技能者の処遇低下**のみならず、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となるなど、**公正・健全な競争環境の阻害**を招く。

建設業の一人親方問題に関する検討会の概要

社会保険加入・働き方改革規制逃れを目的とした一人親方化対策、一人親方の処遇改善対策等に関して実効性のある施策を検討するため、「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」(現「CCUS処遇改善推進協議会」)の下に、「**建設業の一人親方問題に関する検討会**」を設置し、学識経験者・建設業者団体等が協議を行うとともに、実効性ある施策のとりまとめ・推進を図る。

1. 検討会構成員

右記の通り

2. 主な検討内容

- 職種ごとの一人親方の実態把握
- 規制逃れを目的とした一人親方化対策
- 一人親方の処遇改善対策

等

3. 開催実績

- 第1回 令和2年6月25日
- 第2回 令和2年10月5日
- 第3回 令和3年12月24日
- 第4回 令和3年3月9日
- (中間取りまとめ)
- 第5回 令和3年9月2日
- 第6回 令和4年3月9日
- 第7回 令和6年1月31日

構成員等

<有識者>(3)

- ・芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授 蟹澤 宏剛
- ・東京大学 社会科学研究所 教授 水町 勇一郎
- ・筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授 川田 琢之

<建設業者団体>(16)

- ・(一社)日本建設業連合会
- ・(一社)全国建設業協会
- ・(一社)全国中小建設業協会
- ・(一社)建設産業専門団体連合会
- ・(公社)全国鉄筋工事業協会
- ・(一社)住宅生産団体連合会
- ・全国管工事業協同組合連合会
- ・(一社)全国建設室内工事業協会
- ・(一社)日本機械土工協会
- ・(一社)JBN・全国工務店協会(第4回から参画)
- ・全国建設労働組合総連合
- ・(一社)日本型枠工事業協会
- ・(一社)日本電設工業協会
- ・(一社)日本鳶工業連合会
- ・(一社)日本塗装工業会
- ・(一社)日本左官業組合連合会

<オブザーバー>(3)

- ・厚生労働省 労働基準局 監督課
- ・厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 建設・港湾対策室
- ・国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室

<事務局>

- ・国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

一人親方の取組に関する申合せ (R6.6.20)

- 「規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策」及び「一人親方と建設企業の適正取引」の推進を徹底するため、令和6・7年度における取組について、下記のとおり業界と申し合わせる。
- 令和8年度以降に「適正でない一人親方」の目安を策定することとし、そのための検討を進める。

一、規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

【一人親方の実態把握・業界への情報共有】

- ・国土交通省は、働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含め、定期的に一人親方の実態把握を行い、適切に業界へ情報提供すること、労働安全衛生経費規則等の改正により、事業者が一人親方に危険・有害な作業を請け負わせる場合、その使用する労働者と同等の保護が図られるよう、適切な措置を実施することが義務付けられていることを周知すること、等により、規制逃れを目的とした一人親方化の進行を防止する。
- ・国土交通省は、規制逃れを目的とした一人親方化の問題に関して、「地方において理解が十分ではない」、「発注者においても理解していないケースがある」ことを踏まえて、一人親方本人・建設業者に加えて、発注者も対象に、地方部を重点的な対象として、説明会・リーフレット配布等を行う。

【チェックリストの活用による規制逃れの防止・是正】

- ・建設業団体は、一人親方が入場する現場において、ガイドラインで求めているチェックリスト等の活用を拡大するものとし、現行の活用率約2割を約5割に高めることを目指す。このため、国土交通省も、チェックリストが、一人親方が入場する全ての工事現場で活用されるよう、建設業団体を通じた周知に加え、CCUSに登録する一人親方本人に対して直接メールでの周知を行う。
- ・建設業団体は、チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、下請け企業において、雇用契約の締結（社員化）が徹底されるよう、元請企業において、下請企業に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いとするよう、取り組む。
- ・取組の徹底にあたっては、一人親方・下請企業だけでなく、元請企業・発注者・関係省庁も一体となって推進する。その際、国土交通省は、元請・下請企業に対し、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、労働関係法令の規制を逃れる目的で一人親方として請負契約を結ぶことがいわれる偽装請負に該当しうることを周知徹底する。
- ・国土交通省は労働者性の判断に関する問い合わせ対応の強化のため、厚生労働省と連携する。
- ・国土交通省は、取組の推進により、適正な一人親方まで排除されないことがないよう、適切な対応を業界へ周知するよう取り組む。

【適正な一人親方か否かの判断をしやすくするための検討】

- ・令和8年度以降に適正でない一人親方の目安を策定するため、検討を進める。その際、目安をCCUSレベル等の技能レベルによって示すこともあわせて検討し、国土交通省・建設業団体は、CCUSの能力評価を推進する。
- ・国土交通省は、CCUSの登録情報を活用して、チェックリスト等の確認を簡易に行うための措置を講じる。

一人親方の取組に関する申合せ(続き)

二、一人親方と建設企業の取引環境の適正化

【一人親方と建設企業の適正取引等の推進】

- ・建設業団体は、下請企業が必要経費等を十分含んだ請負代金で一人親方と契約するよう取り組むとともに、下請企業が一人親方と書面で契約するよう徹底する。
- ・国土交通省は、一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。

【一人親方化に伴う得失を踏まえた慎重判断の徹底】

- ・国土交通省は、技能者が一人親方になるか否かを慎重に判断できるよう、たとえば一人親方となった場合と引き続き社員である場合の区分に応じ、年金を含む収入にどの程度の差異が出るかを試算できるソフトを提供するなど、一人親方になった場合のメリット・デメリットを技能者に分かりやすく示す。
- ・その上で、国土交通省及び建設業団体は、一人親方になろうとする技能者が、一人親方と社員の働き方の違いや一人親方化のメリット・デメリットを理解できるよう、技能者への説明等に取り組む。

【事業者による雇用維持や社員化に必要な法定福利費の支払徹底】

- ・国土交通省は、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費を適切に価格転嫁し、技能者を雇用する建設業者に法定福利費が行き渡るよう、改正建設業法に基づき、労務費に加えて法定福利費についても、確保・行き渡り策の対象とすることを検討する。
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%ポイント引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。

【平準化の徹底】

- ・国土交通省は、建設工事の繁閑に伴って技能者の稼働率低下が事業者の負担増とならないよう、特に取組が遅れている自治体工事などを対象に工期の平準化の取組を強化する。

- ・適正でない一人親方の目安を策定する。
- ・適正でない一人親方の目安に基づいて、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正に取り組む。
- ・その他、令和6・7年度の取引の進捗を踏まえて、取組を検討する。

令和2年に「建設業の一人親方問題に関する検討会」を設置し、規制逃れを目的とした一人親方化対策、一人親方の処遇改善対策等の諸課題について検討を行い、令和3年3月に公表した中間取りまとめを踏まえ、リーフレットを作成しました。

みんなで目指す / **クリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界**

一人親方と社員の違いをご存じですか？

会社から

- 一人親方として働いてくれ
- 資金の支払いは領収書
- 怪我は自己責任

などと言われていませんか？

技能者の方々へ

雇用契約を締結せず、現場作業に従事されている方は、働き方を確認し、チェックリストのBが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討しましょう。

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の「A」/「B」を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

A 自分で断る自由がある
B 自分で断る自由はない

仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由がありますか？

Point 2 指揮監督

A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する
B 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く

日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？

Point 3 拘束性

A 基本的には自分で決められる
B 会社などから具体的に決められている

仕事先から仕事の就業時間(始業・終業)を決められていますか？

Point 4 代替性

A 代役を立てることも認められている
B 代役を立てることは認められていない

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？

Point 5 報酬の労務対償性

A 工事の出発高見合い
B 日々朝晩あたりいくらか決まっている

あなたの報酬(工事代金又は賞金)はどのように決められていますか？

Point 6 資機材等の負担

A 自分で用意している
B 会社が用意している

仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？

Point 7 報酬の額

A 正規従業員よりも高額である
B 正規従業員と同程度か、障害負担を引くと同程度よりも低くなる

同様の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうですか？

Point 8 専属性

A 自由に他社に就業できる
B 実質的に社に業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

他社の業務に従事することは可能ですか？

一人親方と社員の違いをご存じですか？

	一人親方	社員
仕事の進め方	自分の判断で行う	会社の具体的な指示に従う
報酬の受け取り方	工事を完成させたら受け取る	給与として毎月受け取る
働く時間・休日	自分の判断で決める	会社の就業規則などで決まっている
資機材	自分で用意したものを使用	会社から支給されたものを使用
工事の完成責任	一人親方の責任	会社の責任
労災保険	自己負担	会社が負担
社会保険	国民健康保険・国民年金に加入 保険料は全額自己負担	協会けんぽ・厚生年金に加入 保険料は会社が半額負担

もしあなたが社員として厚生年金に加入したら

	一人親方(個人事業主)	社員(労働者)
国民年金に加入	国民年金に加入	厚生年金に加入
退職時代の年金負担額(月額)	妻の負担分 16,410円 夫の負担分 16,410円 夫費で32,820円	妻の負担分(妻の負担なし) 37,515円 夫の負担分 37,515円 夫費で75,030円
引当金の受給額(年額)	妻の受給額 78万円 夫の受給額 78万円 夫婦計金 156万円のみ	妻の受給額 78万円 夫の受給額 78万円 妻の受給額(夫負担なし) 121万円 夫婦計金 156万円 + 老齢厚生年金 121万円 = 277万円
引当金の受給額(年額)	65歳から81歳(平均寿命)まで16年分の受給額と比べて	65歳から81歳(平均寿命)まで16年分の受給額と比べて
合計	計 2,496万円	計 4,432万円

社員(労働者)として厚生年金に加入した場合、「一人親方」として働いた場合に比べて、**2,000万円近く将来の年金受給額が多くなる可能性があります!!**

一度、仕事先の会社に相談してみよう!!

リーフレットの中では雇用契約を締結せず、現場作業に従事している一人親方に該当していないか、働き方を確認するための自己診断チェックリストがあります。

リーフレットは国土交通省のHPからダウンロードできます。

○ 1級の受検資格

(改正前)

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大学 (指定学科)	卒業後 3年実務	
短大、高専 (指定学科)	卒業後 5年実務	
高等学校 (指定学科)	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

(いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり)

(改正後)

第 1 次検定	第 2 次検定 ※1
19歳以上 (当該年度末時点)	1次検定合格後の 特定実務経験※2 (1年) を含む 実務経験 3 年 等

- ※1 実務経験について、1次検定合格後、
- ・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年
 - ・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年
 - ・その他の実務経験の場合は5年

その他の受検資格等については、次ページ以降参照
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

- ※2 特定実務経験とは、請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者(監理技術者資格者証を有する者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験

○ 2級の受検資格

(改正前)

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大学 (指定学科)	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1年実務
短大、高専 (指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校 (指定学科)		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

(改正後)

第 1 次検定	第 2 次検定 ※3
17歳以上 (当該年度末時点) ※従前どおり (変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1次検定合格後、 実務経験 3 年 ・ 1級 1次検定合格後、 実務経験 1 年

- ※3 1次検定合格後の実務経験について、機械種目の場合は2年
その他の受検資格等については、次ページ以降参照
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

実務経験による技術者資格要件の見直し(一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件緩和)

- 一般建設業の許可を受けるには、営業所毎に専任の技術者の配置が求められています。
- 今般、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等(1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等)とみなし、第一次検定合格後に一定期間(指定学科卒と同等)の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。(指定建設業と電気通信工事業は除く)
- また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件※、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者※も同様の扱いとなります。※指定建設業は除く

(改正前)

学 歴	実務経験
大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
高等学校(指定学科)	卒業後 5年
上記以外	10年



(改正後)

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
	高等学校(指定学科)	卒業後 5年
技士補 技士	1級1次検定合格(対応種目)	合格後 3年*
	2級1次検定合格(対応種目)	合格後 5年*
上記以外		10年

*指定建設業と電気通信工事業を除く

○技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

〈機械器具設置工事業における例(改正前後の比較)※〉

(改正前)

建築学、機械工学、電気工学に関する学科(指定学科)の卒業生以外は10年の実務経験が必要

(改正後)

指定学科の卒業生以外であっても、
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定(第一次検定)の合格により、合格後3年(1級)又は5年(2級)に短縮可能

※一般建設業許可の専任技術者または主任技術者の場合

1 建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyo110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

→ 将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

また、「建設業における社会保険加入対策」についても、相談を受け付けておりますので是非ご利用ください。



品確法運用指針、
新労務単価、社会保険加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL. 0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

2 建設業取引適正化センター

センター 東京
TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター 大阪
TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

相談料
無料

【受付時間】 9:30～17:00(土日、祝日、年末年始を除く)

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業取引適正化センター

建設工事の請負契約をめぐる元請・下請関係に関するトラブルの相談窓口



● 相談申込み先 ●

センター東京
〒160-8502 東京都新宿区西新宿1-1-1 住友不動産ビル5階505号室
TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp



センター大阪
〒550-0001 大阪府大阪市西区南堀江1-1-1 住友不動産ビル5階505号室
TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

<http://www.tekitori.or.jp/tekisei-1.html>

【相談受付時間】9:30～17:00
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)



トラブルを解消して、健全な取引をしよう！

建設業取引適正化センター

● センター東京 TEL.03-3239-5095
● センター大阪 TEL.06-6767-3939

【受付時間】9:30～17:00
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

※ 相談内容がトラブルの相手方等に届くことはありませんので、安心してご相談ください。
本建設業取引適正化センター業務は関係行政機関の委託事業です。

(公財) 建設業適正取引推進機構

建設業取引適正化センター

検索

